

令和元年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和元年6月18日（火）午前10時02分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議員派遣について  
日程第4 一般質問  
日程第5 議第27号 白川町森林環境譲与税基金条例の制定について  
日程第6 議第28号 白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議第29号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議第30号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について  
議第31号 白川町公民館条例等の一部を改正する条例について  
日程第9 議第32号 白川町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について  
日程第10 議第33号 令和元年度白川町一般会計補正予算（第1号）

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、  
4番 服部圭子君、 5番 今井昌平君、 6番 嶋田有康君、  
7番 渡邊昌俊君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	佐伯正貴君、
企画課長	安江章君、	町民課長	安江文郎君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井勝則君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	藤井充宏君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	大岩裕樹君、	書記	今井由美君、
書記	菊川沙弥香君		

7. 会議の経過

(議長 9番 細江茂樹君)

- 議長 皆さん、おはようございます。今ちょっとJアラートの訓練放送がございましたので、開会の方がちょっと遅れました。

梅雨に入りまして気温の差が激しいというようなことで、町民の方におかれましては、体調の方を十分に気を付けていただきたいと思います。また、梅雨に入りますと災害等の起こる可能性も十分にありますので、その辺も近くの人と、自治会とか協議会としっかり連携をとっていただいて、対応策をしっかりとっておいていただきたいと思います。

また、先週の土曜日から鮎の解禁というふうになりました。よく言われるのが、一番問題になっている交通事故の問題です。やはり鮎の友釣りの方を注視して、前を見ないようなことも出てくるかなと思っておりますので、車の運転をする方、そして歩行者の方も十分に、その辺を気を付けていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

本日の会議中、CCNETによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知ください。

- 議長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

- 議長 ただ今から令和元年白川町議会第2回定例会を開会します。

- 議長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。

(事務局長 大岩裕樹君)

- 事務局長 平成31年4月15日、第2回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。

なお、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「報第2号 簡易水道特別会計の繰越し明許費繰越計算書」、「報第3号 一般会計及び簡易水道特別会計の事故繰越計算書」について、町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、平成31年4月25日、5月28日に執行されました例月出納検査の結果が監査委員から議長宛に報告されましたのでその写しを、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「株式会社美濃白川クオーレの里財団」、「有限会社白川町農業開発」、「有限会社てまひまグループ」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「一般社団法人美濃白川楽集館」、「株式会社佐見とうふ豆の力」の6つの法人から平成30年度事業報告書、収支決算書及び平成31年度事業計画並びに収支予算書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。

- 議長 ただちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

- 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、3番 梅田みつよ君、4番 服部圭子君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

- 議 長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から21日までの4日間と決定しました。

- 議 長 ここで町長から発言の許可を求められておりますのでこれを許します。

町長。

(町長 横家敏昭君 登壇)

- 町 長 白川町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員全員の参集をいただき感謝を申し上げます。

令和へと御代が替わった最初の議会となります。このたび、第126代天皇が即位されました。先の平成天皇もそうですが、皇室の道徳的行いに感化され国民のこころが一つになっているような感がする今日でございます。万世一系の皇室は世界でも類をみない存在です。戦後象徴天皇として、その人格を仰ぐ国民としては、あらためて歴史と文化に誇りがもてます。

さて「木ヘン」に令和の「令」と書く漢字があるそうです。「ヒサカキ」と読むそうです。神事に使う神聖なる木です。我々の地区では榊を使いますが、東北などの寒冷地では榊が自生していなく寒さに強いこのヒサカキを使うと言うことを、過日、全国治水砂防大会のおり聞きました。その大会の基調講演において、釜石の奇跡として有名な片田敏孝群馬大学教授の講話がありました。先生は岐阜県加子母ご出身ということから、私も過去に2度ほど公演を拝聴しておるものでございます。

今回は今年の7月豪雨の教訓にもたれた講演をされました。突発的に発生する激甚災害への行政主導のハード、ソフトの対策に限界があり、住民主体の防災対策に転換していく必要がある。自らの命は自らが守るという意識をもって、自らの判断での避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという方向に変えていく必要がある。つまり、行政からの指示待ちでは自らの意思決定ができない、そうした過剰な行政依存から脱却する必要があるという講演でした。そしてこの講演の内容が今後の国、あるいは県の防災行政の今年度の指針として、提示されているところでございます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案について説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定について1件、条例の一部改正について4件、条例の全部改正について1件、令和元年度一般会計補正予算（第1号）1件の合わせて7件を上程しております。このほか追加議案として、固定資産評価審査委員会委員の選任に係る人事案件1件を予定しております。

議第27号は条例の制定で、森林環境税及び森林環境譲与税を財源とした、森林整備、人材の確保育成及び木材利用促進等の施策を円滑に実施する基金を設置するため、白川町森林環境贈与税基金条例を制定するものであります。

議第28号から議第31号は、条例の一部改正であります。議第28号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、選挙に係る非常勤の特別職職員の報酬について所要の改正をしようとするものでございます。

議第29号は、白川小学校と白川北小学校の統合に向け、関連する条例について所要の改正をしようとするものであります。

議第30号は、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、関係条例について所要の整備を行おうとするものでございます。

議第31号は、施設の利用促進及び活性化を図るため、公民館等の使用料について、所要の改正をしようとするものであります。

議第32号は、介護予防・日常生活支援総合事業の定着等に伴い、白川町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正しようとするものであります。

議第33号は、令和元年度白川町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正では、5,700万円を追加して、補正後の予算総額を58億5,700万円とするものです。

主な内容といたしまして、総務費では、特別職報酬等審議会の委員報酬、見知食作館の改修費やピストイア市からの青少年受け入れ事業にかかる経費を追加、民生費では、年金生活者支援給付金システムや保育料無償化に伴うシステム改修費を追加、衛生費では、風しん追加的対策費を追加、農林水産業費のうち農業費では、集落営農組織に対する機械施設整備事業補助金、茶凍霜害対策事業補助金や豚コレラ検体の運搬経費を追加、土木費では、久室地内で実施している急傾斜地崩壊対策工事費や町営住宅白川口団地における浄化槽整備費を追加、消防費では、消火栓器具更新事業補助金、切井地内でのドクターヘリ離着陸場整備費や消防車両の修繕費を追加、教育費では、白川小学校と白川北小

学校の統合に向けた準備費、白川北小学校の修繕及び内壁外壁の改修費、黒川中学校の修繕費や白川中学校管内のスクールバス対象地域拡大に伴う運行経費、大野台体育館の防火設備整備に向けた調査費等をそれぞれ計上し、その他当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する歳入予算では、集落営農用機械施設整備事業、県単急傾斜地崩壊対策事業に対する県支出金、切井ドクターヘリ離着陸場整備に対する県支出金と過疎対策債をそれぞれ計上したほか、平成30年度からの繰越金3,391万円余を追加して収支の均衡を図りました。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

#### ◇日程第3 議員派遣について

- 議長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。
- 議長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。
- 議長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

#### ◇日程第4 一般質問

- 議長 日程第4「一般質問」を行います。  
今回の定例会には、4名の通告があります。  
なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめ

て質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

○ 議長 1番 藤井宏之君。  
(1番 藤井宏之君)

○ 1番 ただ今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。その前に先ほども町長が発言されておられましたが、令和の時代に入りまして約1ヶ月半が過ぎました。新天皇になられました天皇・皇后両陛下に対しましては、お慶びのこととお祝いの言葉を申し上げたいと思います。また改めまして皇室の弥栄を祈念するものであります。

それでは質問事項に入らせていただきます。子育て世代のIターン者またUターン者に対する定住促進賃貸借住宅建設が取り組めないかについて、質問させていただきます。

本町の合併当時の昭和31年の人口は18,400人を上回っており、63年を経た今年度、8,000人を下回ろうとしております。実に、63年間で10,000人を超える人口が減ったこととなります。本町の課題である人口減少が及ぼす影響は、今後も益々さまざまな分野に広がっていきます。中山間地を支えている農林業も後継者不足による廃業、働き手の不足による人材確保や担い手確保などの必要性が既に喫緊の課題として挙がっております。今年度4月からは外国人材の雇用を拡大する新たな制度がスタートしましたが、町内でも既に以前から外国人を雇っている企業も数社あり、今後更に広がると予想されます。

その様な中、先日民放の番組で鹿児島県徳之島にある伊仙町が取り組んでいる成果について報道をしておりました。伊仙町は7年前から人口減少を食い止めるために、町民・Iターン・Uターン・Oターン者に対して町営住宅を建設してきましたが、今回一例として、町有地に民間事業者が資金を調達したうえで賃貸用住宅を建設し、完成した建物を町が借り受ける、いわゆる町がリース料として支払う形で、定住促進賃貸借住宅を建設し、Uターン・Iターン者に対して低価格で貸しております。特に子供のいる世帯を入居資格として、家賃35,000円、高校生までの就学生一人につき5,000円を免除し上限20,000円としております。この高校生までの一人につき5,000円の減免制度は、本町の町営単独住宅の子育て支援家賃減免制度と同じであります。

この伊仙町の定住促進賃貸借住宅は、木造平屋建、3LDKで床面積が79㎡の新築であります。参考に床面積79㎡は、白川町の町営住宅でいいますと、和泉の第2団地と同じであります。和泉の第2団地は2階建てで、上と下の階を合わせた床面積であり、家賃は53,000円ということでもあります。

民放番組によりますと、建てた場所は学校統合を計画していた小学校の3校区にそれぞれ賃貸住宅を建て、伊仙町出身で一端は町を離れた子育て世代にUターンを呼びかけるなどしたことが功を称して、2008年に子供が46人だったのが現在82人となり、統合を検討していた小学校3校の統合を解消された事例を民放番組が取り上げていました。

白川町も伊仙町と同じように学校の統合が課題となっている今、地域にできる限り学校を残す気持ちは誰しも変わらないと思います。伊仙町の子供が増えた特色の一つとして、地域の人達が人口減少に危機感を持っていたこと。そして、住民ぐるみでIターン・Uターン者を歓迎し、地域で子供たちを守り育てる環境が整えられていたことも要因の一つであります。子どもは地域の宝物です。本町でも伊仙町のように、人口減少を逆手に取って、増やす取り組みも必要かと思えます。リース契約により町の財政負担を軽減できる民間資金の活用は、本町においても取り組む選択肢の一つではないかと思えます。そうした中で子育て世代に特化した定住促進賃貸借住宅建設は空き家対策・町営住宅等の選択範囲が広がり、人口減少に歯止めをかける手段とも思われます。どうか幅広い選択肢の中から住みたい人のニーズにあわせた検討をして頂くようお願いし、この点についてのお考えを質問をします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

建設環境課長。

(建設環境課長 藤井勝則君)

○ 建設環境課長 それでは1番 藤井議員さんの質問「子育て世代のIターン者・Uターン者に対する定住促進賃貸借住宅建設が取り組めないか」についてお答え致します。議員には以前にも、入居後一定期間を経過すると土地と建物を譲渡する制度のご提案をいただくなど町の若者定住住宅施策についてご心配いただいております。大変ありがたく思っております。

昨年度の町営住宅管理事業では、住生活に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、岐阜大学の協力のもと「白川町住生活総合計画」の策定を行いました。この白川町住生活総合計画の中でも、「若者の移住・定住の促進」については、今後の住宅施策を展開していくうえで重要な柱として設定しております。今年度は、移住定住促進住宅の整備について研究会を立ち上げ、仕組み作りや具体的な制度設計について検討することとしており、現在、準備を進めているところ

でございます。今回ご提案いただきました鹿児島県徳之島の伊仙町では、PFI手法を導入し事業を実施されたようです。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）とは、公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。民間事業者の知恵とノウハウでより良いものになるほか、財源負担の軽減の可能性や公共リスクの民間移転などのメリットが期待できるようです。

議員に以前提案いただきました、入居後一定期間を経過すると土地と建物を譲渡する制度や今回提案いただきました民間資金の活用についても、この移住定住関係住宅整備研究会の中で、検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。以上で、藤井議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

（1番 藤井宏之君）

○ 1番 ただ今、建設環境課長から移住定住に対する研究会を立ち上げていただけたということですが、どうか速やかにこの研究会を立ち上げていただいて、中身の濃い、実現できる可能性のある研究会にさせていただきたいと思っております。

ここに人口減少における白川町の施策に対して期待をするという報告書が、昨年5月14日、これは義務教育学校設置に関する審議検討委員会の答申として町長へ答申された報告書が出ております。その中に一部このことに対して出ておりましたので、ちょっと読まさせていただきます。町内には、子供が働きたいと思う職種が少ないとか、町内にある企業の採用募集はあっても希望する職種とのミスマッチで、就職先が決めにくいという問題や、少子高齢化で働く場がないことに起因するのかなど、その原因究明をしつつ、子供の数が少なくなっていく中で、その問題に対する地域住民の意識の高揚が大切であるとの意見も寄せられております。

一方、白川町には住むメリットが必要であるという意見があります。地元の学校は必要で、教育のないところに人は住もうとしない。また、移住したいとも思わない。それは、県内の他地区での極端な人口減少を見ても明らかである。要するに、子育て世帯の町外への流出防止策を講じないと、住むメリットのないところとなり、人口増は望めない。その問題解決のための対策や取り組みを充実させ、人口流出を防ぎ、Iターン、Uターンを促進させてほしいという願いが強くあった。地域活性化委員会なるものを立ち上げて検討していただくよう要望する。という意見が、この審議検討委員の答申として報告書に書かれておりました。

私は、先ほど課長も言われたんですけど、これまで一般質問でも家賃を払い続



けたら、やがては自分の家になるとか、そうした白川町に住みたい、住み続けたい方々に対して選択肢を広げてほしいという質問をしてきました。ただ今の審議検討委員会の報告書を読んだように、子育て世帯の町外への流出防止策を講じないと、住むメリットのないところとなり、人口増は望めないとも私もそのように考えますが、白川町といえばさらに町外で生活しておられる子育て世帯も呼び戻せるような住むメリットを提供できないかと考えます。それには町民こぞって安心して子育てができる環境を整えなければならないと思いますが、どうか子育て世帯も含め、これから白川町に住みたいと思っている人、また住み続けたいと思っている人たちに対して、住むメリットを多く与えていただきたい。そう考えますが、ことにつきまして町長の方からお聞きしたいと思います。

○ 議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 大変結構なご提案をいただきましてありがとうございます。確かに、今議員のおっしゃられたように、うちの人口の減り具合というのは合併時からということですが、じゃあどういう時期にどういうきっかけで人口が減っておるかというような分析をしますと、やはり白川高校がなくなった時点からの人口減というのが、これも社会的な問題もあろうかと思えますが、非常に大きいというふうに考えておるところでございます。それを考えまして、まず高校生の皆さん方に何とかこの白川へ、白川に戻っていただくためにという形の中で今わずかではございますけれども、その援助をさせておっていただくわけでございます。

もうひとつ、最初のあいさつの時に災害の話をしていただいたんですが、住民の皆さんが災害に対して非常に行政依存になってしまっていて、自分で判断しないという状況、これは町づくりでも一緒だというふうに私は思っており、いろんな場におきまして、住民の皆さん方の参画をお願いをしたい。例えば今、Uターン、Iターンの話が出ましたんですが、その一方で出ていく人は誰かということも考えていただきたいと思えます。今までここに住んでいた人たちは、どんどんどんどん出て行ってしまうというその現象を、そこら辺の問題をまず解決していかなければ、今おる人がまず自分たちの住んでおるところをどう認識してもらっているかということが、我々行政のこれからの生活における大事な部分だというふうに思います。

もうひとつ、ふるさと納税という制度がございますけれども、ふるさと納税の制度が一番最初はその目的というんですか、主旨というんですか、話が出たというのは、地方の行政が子供1人、高校を出すまでに数千万円かかっています。しかし、すぐその人たちは都会へ出ていってしまう。その中で都会で働いて、

いわゆる税金というものは地方には落ちないということですから、そのふるさと納税の趣旨というのは、地方で子育てのためにお金を随分つぎ込んでから、是非都会へ行ったらそのことを理解してふるさとへ納税をしてくださいという主旨だというふうに私は理解しております。どうしても今、物とかそんなような話になっておるわけですが、基本的にはそういうことだというふうに思いますし、それから、先ほど住生活等のアンケート等でそれぞれの地区の思いというもの、それぞれの地区によってずいぶん違うんだなということを感じました。今、学校統合の話もお願いしておるわけですが、これも、そういったものに必ず結びつく大事なものでございますので、そういったものも含めて、まずは住民の皆さん方にどう理解を求めていくかということが、最初の必要事項ではないかということで、町民の皆さんと共に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議 長 はい、再々質問。

(1番 藤井宏之君)

○ 1 番 もう一点質問ですけれども、この人口減少を食い止めるために今日は一つの施策として質問しておりますので、先ほど審議検討委員会から出された中に、教育のないところに人は住もうとしないという考え方が答申されておりますが、このことについて教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 白川町の5小学校、3中学校ありまして、大変小さな学校となりました。しかしその現状の中で、学校の職員をはじめ保護者、地域の協力を得て、本当に良い教育がなされていると思います。

人口流出の原因はいくつかあると思うので、ちょっとそこに触れることはできませんが、学校教育においては、それぞれの8つの学校が校区にある伝統や文化、あるいは校区にある人々との関わりを通して白川の良さを体感している活動が、特色ある教育活動などにも沢山盛り込まれております。最終的に、子ども達に中学校を卒業する時に、自分を育ててくれたのはこの白川町だということを実感し、言い切れるそんな教育が進められていると私は思います。高校あるいはその先白川町を離れる子もいると思いますが、Uターンというような形で戻って来るかどうかという点については、自分を育ててくれたのは白川の人であり、自然であり、伝統であり、文化であると、こういう認識をしっかりと育てていきたい。学校統合のことが問題になっていきますので、学校の数は減っていくような形になるということが予想されますけれども、学校は減ってもその校区は広がり、その校区にあるいろいろな財産を自分の体の中に刻み込んでやる教育を進め、学校は減

っても教育が健全であるよう推進してほしいということを私は思っております。

○ 議長 1番 藤井宏之君の質問を終わります。

次に2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2番 ただ今、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、高校生の通学補助の拡大について質問させていただきます。高校の通学支援の拡大について、今後の町の姿勢をお聞きします。現在、本町では、町内から高校へ通う生徒への通学支援を行なっています、JR白川口駅で定期を購入した際に、年間最大3万円の補助が受けられるようになっており、白川口ー古井駅間の半年の定期代が約4万円ということで、半年分よりやや少ない額を補助していることとなります。もともとこの補助は、現在の大野台にあった白川高校の廃校に伴い、子育て世帯の流出を食い止めるべく、町内からでも高校へ通える環境を作る制度だと聞いています。平成28年には、美濃加茂市への直通バスの廃止に伴い、2万円だった補助額を現在の3万円に増額されました。

しかしながら、この補助は町内からの通学のみを対象としており、下宿、寮等については対象外になっています。ほとんどの場合、下宿や寮の方が金銭的負担が大きく、どちらも町内で暮らす両親が子供を高校へ通わせるという面から見て、そこに補助の差ができることに疑問を感じます。これについては平成27年の定例会一般質問でも、議会教育懇談会の中で出た意見として、服部議員が第1回、第4回の2回に渡り取り上げており、町民からの声も大きいことが伺えます。その際の答弁は、それぞれの事情はあるが、スポーツのための進学や親御さんの意向などにより通学が不可能な遠方への高校へ進学される方もあり、そういった事情を区別することは難しく、一律に補助できないというものでした。これは、先にも述べたように、町内から高校生を通わせるための白川町は高校に通える環境があるという考え方でできた制度であるために仕方がないのかもしれませんが、そもそもその考え方自体が子どもの教育環境を整えるという視点においてふさわしいとは思えません。教育環境のことを考えるのであれば、通える環境がある白川町として、通える子どもだけを応援するのではなく、学びを支え、応援する白川町として、通学、下宿等分けることなく補助すべきではないでしょうか。

平成27年の定例会第1回の町長が答弁の中で、家計にとってそんなに助かる金額ではないと思っているが、まず、私どもが応援をしておるという気持ちをまずは汲んでいただきたい、切るべきものを転換できれば今の3倍くらいの予算処置ができるのではないかと考えていると答弁されています。この発言の手前には通学している子どもたちのみに助成を考えている旨の発言がありますが、応援ということであれば、通学とそうでない場合と区別すること自体が必要なく、どこ

であろうとも子どもたちの学びを支え応援する白川町として、高校へ進学する生徒に対しては、通学であろうとも、寮や下宿であろうとも応援を行い、将来の白川町にとって大切な人材になる可能性のある子どもの育成に努めるべきではないでしょうか。

ここ数年で小学校のプログラミング、英語の授業の導入、2020年のセンター試験廃止など、教育環境は大きく変わりつつあります。それに伴い、親の子供に対する教育の考え方も変わってきています。平成30年に県立高校の学区が廃止され、身近な通学圏内の高校を選ぶ時代から、県内、もしくは全国を見据え自分の可能性や夢を叶えるための選択が可能になった世の中になって来ました。白川町の応援する気持ちを、通学とそうでない場合とに分けるのではなく、高校生みんなに分け隔てなく応援するために、対象を拡大する意向はないかお聞きします。

○ 議長 答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 2番 佐伯議員の質問、高校生の通学補助の拡大についてお答えいたします。

議員が言われるように、高校への通学支援につきましては、「白川町高等学校通学費補助金交付要綱」を定めまして、平成27年4月から白川口駅で購入した通学定期代に対する助成を行っており、上限額は平成27年度は2万円、平成28年度からは3万円となっています。ここで平成30年度の実績を申し上げますと、町内の中学校を平成27年度から29年度に卒業した生徒が高校の1年生から3年生ということになりますが、この3年間の卒業生は全員で206名でございます。そのうち131名がこの通学費補助金を申請しております。補助金の交付総額は389万6千円となっております。

高校等の所在地区別の申請者数を見ますと、可茂地区の高校等へ通っている生徒は131名おります。そのうち補助金を申請した生徒は105名、80%の生徒が申請しております。飛騨地区では18名中13名(72%)、岐阜地区では25名中8名(32%)、東濃地区では15名中4名(26%)、美濃地区では8名中1名(12%)、その他県外等ございますけれども、9名ございますが利用はありません。このように、可茂地区の高校においても全員が通学定期を購入し補助金を受けているわけではありませんし、岐阜地区の高校へ通い補助金を申請している生徒もございます。高校進学につきましては、それぞれの事情があり、自宅から高校に通う他、下宿や寮、親戚の家から通う場合もあると思えますし、親が自家用車で送る場合もあります。また、進学しない場合もあります。

このように、各家庭いろいろな状況がある中、町内に住み通学している生徒のうち、JRの通学定期を利用されている方のみを助成の対象としているのが現状であります。白川町の高校通学支援は、白川高校があった頃から実施しておりま

す。平成11年度からは「白川高校通学バス運賃助成事業」として、年間定期購入額から10万円を引いた額の1/2を助成、さらに平成15年度からは年間定期購入額から10万円を引いた額を助成しておりました。平成19年3月に白川高校が閉鎖してからは、濃飛バスに「高校スクールバス運行」を委託し、更に平成22年度からは美濃加茂方面への通学バス運行も行いましたが、議員ご質問にあるとおり、現在はJRの通学定期代への助成に変わってきております。

このように、本町では自宅からできるだけ高校に通うことのできる環境を整えることを政策として進めております。公共交通におきましても、朝晩の白川口駅への通学バスの利便性向上を図っているところであります。議員ご提案の、子どもの教育環境を整える、高校生皆に分け隔てのない支援という視点での、下宿や寮等に係る経費に対する助成については、現時点では予定しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。  
(2番 佐伯好典君)
- 2番 再質問させていただきます。今、教育課長の方から通える範囲、美濃加茂、岐阜等に通っている人が全員この補助を受けているわけではないという答弁でしたけれども、やはり全員が申請しないからやらなくていいという考え方はちょっと良くないと思います。確かに親が自分の自家用車で送っている、又は寮や下宿等以外の、そういったちゃんと金額がはっきり出ない親戚の家に預けて通わせていると、そういう場合もありますので、そこら辺はきちんとした要綱が必要ではあるかとは思いますが。ただ、先ほど藤井議員からも話があった白川町に住むメリットという話しですけれども、やはり住むメリットというのを教育環境というところに充てたところで、その実際親がこちらで住んで納税をされていると、そういう人達からみて、やはり不公平感があるんですね。最初の質問にもあったように、教育の懇談会で町民からそういった声が大きく出ているわけなんです。その時に町長も答弁されたように、切るものを切り、3倍ぐらいいいけるんじゃないかという旨の発言をされてます。これは応援をする気持ちなんだということを言われています。やはりそこは発言をされたのであれば、それからどう変わってきたのか、その気持ち、実際金額的には3倍にもなってないですし、住むメリットという点ではですね、お隣の東白川村は非常に手厚いです。本年度の一般会計予算で717万円が上がってるようなんですけれども、そういった隣にですね、住むメリットを大きく打ち出している自治体がある中で、やはり白川町も子育てに手厚いというイメージをやはり出すために、こういった住むメリットや応援する気持ちというのを分けてはよくないと思うんですね。そのことについて、町長から答弁をお願いしたいんですけれども。

○ 議 長 町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 はい、それでは答弁させていただきます。今課長が答弁したように、今現時点における予算的な説明においては、まだそこまでの公表はできない状態であることをまずご承知おきをいただきたいというふうに思っております。

私が町長に就任しました時には、通学バスということで美濃加茂方面までバスが出ておったわけでございます。これしかなかったわけでございます。いわゆる美濃加茂ですから、加茂農林、加茂高だけという形しか出てなかった状態の中で、そういったご意見、他の地区も行くんじゃないかというような話がございましてそれを取りやめ、それがために濃飛バスの不評も買ったわけでございますけれども、それは別として、そういうことで皆さんに公平に、税の公平性という意味合いからも少しでも公平に扱っていただくような思いの中でまず第一歩を踏み出したわけです。その後、スクールバスだとかいろんな形の中で、全体の中で少しずつではありますが改善しつつあるというところでございます。

先ほど言いましたように、どこで出来るかという話でした。その中で公共交通のまず改正を行わなければいけないということで、公共交通の中でまず白川口の駅までの負担という分で、大きく私は改善されてきたなというふうに考えております。ただ、下宿あるいは寮の件につきましては、ここにも資料がございまして、東白川村の資料も良くみせていただいておりますけれども、それぞれの事情がございまして、じゃあ一律に出せばいいじゃないか、あるいは東白川村からも良く提案もありまして、美濃加茂辺りに共同で寮を造ったらどうですかというような、そんな話もよく伺うわけでございますけれども、それにつきましてはまだまだその状況にはなっていないなというふうに思っているところでございます。少しでも高校生の皆さん方、いわゆるその家族の皆さん方の負担がどうやったらもう少し減らせるかというのが、私もその思いを随分思っておるわけです。どうしたらいいのか、あるいは東白川村等々とそういった連絡もとりながらやっていけたらいいなという希望的な思いでおるところでございます。良かったですか。

○ 議 長 はい、再々質問。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 再々質問させていただきます。ただ今町長から公共交通も導入されたということなんですけれども、そこは要は最初の質問にあったように、通学の支援ということで、やはり通学できない人、家族たちへ向けての補助とはちょっと方向が違うかなと思われまして、先ほど東白川村で寮の話が出たんですけれども、東白川村は寮は造らないということを、先日村長とお話をする機会がありまして、はっ

きり申されておりました。東白川村は寮を造らない代わりに通える子ども、東白川村の子ども達には徹底的な補助をするんだという形であるように手厚くなっていると。やはりそういった明確なコンセプトっていうものが、やはり住む側にとって非常に行政って暖かいなっていうことを感じられることと思います。先ほど教育長が、先の答弁の中で白川町に育ててもらったという思いを子どもにという話がありましたけれども、やはり前の発言であったように遠くの学校へ通う子どもたちっていうのは、例えばスポーツの進学であったり、どうしてもこういう教育を受けたいという形で、ある意味明確な目的と夢を持って行く方が多いと聞いております。そんな中でですね、やはり通学じゃないから応援できないよと言ってるようなもんだと思うんですね、補助がでないというのは。やはりそこで、例えばスポーツ推薦である学校へ行った子が、非常に良い優秀な成績で例えばオリンピックに出たと、それは町民あげて嬉しいじゃないかとなった時に、でも通学補助は出てなかったんだよねっていうことは、ちょっと僕は恥ずかしいなと思うんです。やはりそこで分け隔てするのではなく、やはり白川町は子ども達をみんな大切にしているという思いを全面に押し出して、やはりこの改善は諮って行っていただきたいと思います。予算の中で3倍ぐらいいけるのではとの話もありましたことですし、是非その部分を検討していただきたいと再度お願いしたいんですけれども、答弁をお願いします。

○ 議 長 副町長。

(副町長 佐藤滋君)

○ 副 町 長 まずこれが始まった主旨というか目的というか、そこを一回理解してほしいところです。まず白川高校があって、白川高校が無くなったことによって、白川高校に今まで通った人たち、自宅から通えた人たちを応援しようということで通学補助が始まったということです。しかも高校生の姿が無くなったことによって、地域の活気が無くなったというのを皆さんが感じられたのも事実であります。ですから子育て世帯を応援するという目的と、もう一方では白川町から高校生の姿を消したくない、白川町から高校生が通っている姿を残したいという思いの中で始まっています。ですから通う事に対する応援という形です。

それからもう一つは、JRを使うようにしたのは、公共交通を使って乗って残していくということです。どんどん公共交通の利用者が減って、減便をされていく中で、少しでも高校生の方たちに乗っていただいて、公共交通を利用することによって公共交通を地元に残していくといった主旨で始まっています。今、高校生を一律に応援するという話とはちょっと違う理論になってますので、現在佐伯さんのおっしゃられるそういうお話があれば、それはまた別のところで議論することです。今回この事業が始まった経緯はそういうことですので、

ご理解をいただきたいと思います。

○ 議長 2番 佐伯君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。(午前10時59分)

○ 議長 再開します。(午前11時10分)

3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 議長より発言が許されましたので、質問に入らせていただきます。保育園、小中学校のエアコン工事、そして熱中症について質問いたします。

近年、夏場の猛暑・酷暑が社会問題となっています。2018年も全国各地で最高となる気温を記録しました。今年もすでに5月から熱中症で救急搬送されたり、死亡事故などのケースも発生しています。こうした事態は、昨年から文部科学省が学校施設環境改善交付金という補助を開始いたしまして、こちらはエアコン設置に対する3分の1を補助するものであります。岐阜県の過去5年間の平均気温は33.6度で全国4位です。また岐阜県のエアコン設置率については、55.2%で、こちらは全国の16位ということになっております。白川町の過去は、涼しい涼しいと避暑地のように絶賛されてまいりましたけれども、最近はお本町も例外なく暑くなっており、避暑地とは言えなくなってきているのではないのでしょうか。今年も日に日に早い速度で暑さを感じるようになってきました。この待ったなしの猛暑の時期を迎える準備をしなければなりません。そして保護者の皆様からは、学校の対策はどうなっているのかと、エアコン設置はどうなっているのかと、まだ何も聞いていませんよというような声が届いております。子供達が安心して学べる環境づくりは、お本町の第一優先されるべきと考え質問いたします。

現在、各園、小・中学校のエアコン工事の進捗状況はどのようでしょうか。お願いいたします。

○ 議長 はい、教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 それでは3番 梅田議員の質問、園、小学校、中学校のエアコン工事の進捗状況につきまして答弁させていただきます。

まず保育園についてですけれども、町立保育園につきましては、平成29年度、30年度で保育園から要望のあった保育室等にはエアコンの設置を完了しており、私立の光の子保育園も空調設備は整備済みだと聞いております。議員の言われるとおり、昨年は全国各地で記録的な猛暑となりました。お本町でも7月18日に各小中学校の教室内の気温を測定しましたところ、時間帯によりましては37度を超える教室もありました。お本町の小中学校のエアコン設置率は、昨年9月



の議員協議会におきましてご説明したとおり、岐阜県の平均を大きく下回り、普通教室は0%、特別教室は10.5%という状況でした。このため、昨年9月の補正予算でエアコン整備のための設計委託料をお認めいただき、小中学校の空調設備整備事業に着手いたしました。工事につきましては、普通教室と図書室、音楽室、理科室等の特別教室への冷房設備設置を計画しまして、2月に工事費の補正予算をお認めいただき、国の平成30年度補正予算「ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金」を活用して事業を進めることとなりました。この交付金事業は、昨年の酷暑を受けて、国が1年間の時限支援措置として行うものであり、従来の交付金よりも地方自治体の財政負担が少なくなることから、多くの自治体が一斉に冷房施設整備に着手し、岐阜県内では約3000の教室に空調設備を設置することとなったと聞いております。そのため施工設備業者が不足するといった状態になっております。本町においてもその影響から、当初予定しておりました夏休み前での完成は不可能となり、10月末を工期として発注しました。しかし請負業者の皆さまの努力によりまして、夏休み明けの9月の完成を目指して現在工事を進めております。以上で答弁とさせていただきます。

- 議長 再質問ありますか。  
(3番 梅田みつよ君)
- 3番 再質問はないです。次の質問に。
- 議長 はい。  
(3番 梅田みつよ君)
- 3番 エアコン工事についてですが、今10月末で工期ということで、夏休み明けということなんですが、こちらの工事の方は、エアコン工事を含めてですね、これは夏休み中の期間で行われるということで、夏休みを超えて行われるという可能性が無いかということと、もし夏休み明けを超えてしまう場合ですが、工事は平日になるのか、土日や夜間帯で学業のない時間帯を選ぶなどの配慮はなされるのか。また白川町中を一気に工事されるのか、1校ずつされるのか、その辺りも教えてほしいです。
- 議長 教育課長。  
(教育課長 藤井寿弘君)
- 教育課長 はい、小中学校の空調設備工事ですけども、現在は準備工というような段階です。ですが、平日に作業を行う場合もございますけれども、当然授業に支障のないよう配慮しておりますし、後は休日とそれから夏休みに集中的に行いまして、何とか夏休み中の完成を目指しております。どのような事態が起こるか分かりませんので、確実とは申せませんが、夏休み中に出来る限りの完成を目指したいと思っております。

それから工事は、小学校、中学校分けまして前回契約議決をお認めいただき、それぞれの請負業者の方が順次進めておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議 長 再質問ありますか。無いですか。なら、次。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 次の質問にいきます。現在ですね、若い世代の方は共働きの世帯が増えております。こちらの工事がですね、行われて、例えば今後のことについてなんですけど、快適な環境で授業が受けられるようになれば、共働きの世帯は夏休みを短縮してほしいとか、あるいは夏休みにしっかりと活動がしたいので、夏休みは今のままでいいとか、そういったいろんな考え方がある中でですね、例えばそれも含めてなんですけども、暑い日がある場合ですが、エアコンの工事を設置をしてしまったら今までどおりの授業日程で行われるというふうなのか、それとも暑い日は授業日程の見直しなどは行われ、その学校学校の判断で授業日程を見直されていくのか、そういったことをお伺ひしたいです。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 お答えします。まずエアコン設置工事は計画に沿って進めますので、現在の時点では、工事のために夏休みを延長とか、授業日程が見直しになるということはありません。何らかの理由で工事が予定通り進められないという場合は、工事期間の延長等について改めてお知らせすることになります。基本的に子どもの夏休みというのは、夏季休業日ですけど、これは白川町立小中学校管理規則で、いわゆる夏休み、春休み、年末年始等の休みというのは決まっています、今でいいますと、2学期の始まりは8月29日というふうで白川町は決めてますし、加茂地区も全てそのようにそれぞれの教育委員会で規則で基本が決めてあります。しかし、1日の気温とか湿度や暑さ指数、あるいは子どもの状態で、低学年、高学年、中学生と成長段階も違いますので、そういう様子を見ながら運動の制限とか中止、場合によっては半日で下校するというような対応を取ることは考えられます。半日で下校するというような対応は、町の教育委員会で判断し、町内一斉に実施することもあれば、学校判断で個別に実施することもあります。先ほど言いましたように原則は管理規則で決まっていますが、町や学校の判断でそれを臨時に変えるということは、これは状況を見ながらあります。分かりやすい例でいいますと、台風が上陸するというような場合、臨時休校日にしますが、あれと同じようにこれも考えることはできますので、町全体で判断したり、対応することはありません。ただしその場合ですけども、この暑さに対してですが、白川口と黒川、佐見でほぼ気温で2度ぐらいは違いますので、一斉といってもその辺も加味する必要があります。同じ校区でも小学生低学年から中学3年生までいますの

で、体力もかなり違うわけですので、対応が逆転することは、どうしてかなという疑問がでますので、そういうことはしっかりと配慮して、判断をしていく必要があると思っています。

暑さに耐えがたい時期の授業方法としては、涼しい教室があればそちらへ移動して授業を行うことがあります。昨年も、一部の学校では冷房の効く部屋を使って授業を実施したという実績がありまして、通常の教室だけではなくて、移動して対応していることを行っています。お願いします。

○ 議 長 答弁について、再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 次の質問にいきます。皆さんご存知のように豊田市で、去年の7月18日の夜ですね、豊田市で男児の6歳児の子が熱中症で死亡するという事件がありました。これは他人事ではないなというふうに思っております。熱中症には個人差がありますので、やはり本当に子ども達のことを一生懸命見守る保護者としては、教育の場が非常にどうなっているのかなというふうに思うわけでございますが、本町における園児、児童、生徒への熱中症対策は、今年また今後に向けてどのようにされていくのでしょうか。お願いいたします。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教育長 まず保育園につきましては、このエアコンのことですけども、全ての保育園にエアコンの増設が完了しておりますので、子ども達が保育を受ける場においては、適切な環境が用意されていると思います。また、各保育園の保育室、それから各小・中学校の教室、それから体育館には気温、湿度、暑さ指数が表示される温度計を設置して、状況を把握しながら対応しています。活動範囲が広がります小・中学校についてですが、教育委員会から「学校での熱中症対策について」という文書を送付し、具体的対応を指示しております。そこでは、こまめに水分補給をすとか、体育の授業の場所や時間帯、教室の環境など細かく指示しているものがあります。

小・中学校でもそれぞれの学校で工夫された対応がなされておりますので、昨年度の例ですけども紹介をします。パソコン室で授業、保健室で授業、校長室で授業とあって、少人数のために多少狭い部屋でもエアコンの効く部屋で授業を行った例があります。多目的室や会議室など、こちらはエアコンのあるやや大きな部屋で授業をした例があります。パソコン室のエアコンの冷気を大型扇風機で教室に送って授業を行ったという例もあります。個人持ちの水筒にお茶が無くなってしまった子に対しては、学校の給茶器からお茶を補充した例もありますし、下校前には水分補給をさせてから下校させている例、外遊びを自粛させたり、木陰

の下のみで遊ばせたりした例もあるということで、学校学校でそれぞれ環境に応じて工夫して、こういった内容についても学校だよりとか園だよりでその対策についてはお知らせしておりますし、今年度もやっていきます。

最後に、昨年6月から9月の間に、可茂地区管内の小・中学校、高校・特別支援学校の子どもで、熱中症と診断された事案は全部で94件ありました。平成29年の記録は17件でしたので、実に77件も昨年は増えています。そのうち、59件が中学生のもので、これは7月の中体連夏季大会に関わるものでした。まもなく今年の大会も始まりますが、昨年のこれを踏まえて、対策を中体連の方でも講じているところです。ですから町内の通常の授業では熱中症を起こさなくとも、活動範囲が広まる中学生になると環境が大きく変わって熱中症になりやすいというふうに予想されます。従って、休日の過ごし方、あるいは休日明けの体調、気温・湿度などの急激な変化、活動内容や活動量・活動時間などに対して、保育園・学校はもとより、家庭でも気をつけていただくようお願いし、この暑さを乗り切ってほしいなというふうに思っております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 今子ども達が、水筒の持参がね、許されてるところもあつたりすると思うんですが、水筒に入る量は500mlから大きくても1.5Lなのかなというふうに思っております。なかなか授業中に飲むということは、緩和されているのかいないのかは分かりませんが、授業の最中というのは基本的には禁止されているのではないかとこのように思っておりますし、ちょっと地元の学校の先生に少し確認をしたところ、授業中は飲んでももらえないよというお話でした。児童の体型からいくと1Kgあたりですね、60～80mlの水分量が必要ということで、大体20Kgの体で1.2から1.6L位が必要です。体重が50Kgになると1.8L位の水分量が必要となってくるわけです。持ち込める水筒の量がその程度ということと、後お水ばかり飲んでも体の電解質がくるってきますので、そういった所からしても、スポーツ飲料ですね、例えば電解質を補うものというのは非常に有効であるというふうにされているんですけども、そういった持ち込みだけでなく学校側の支援として、そういった水分の補給というところの緩和というのを、もう少し柔軟に判断していただけないかなということを思っておりますがいかがでしょうか。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教育長 飲む時間は、基本的にいわゆる授業と授業の間とか、昼休みとか放課後とかというふうになっているというふうに思いますが、そのことだけで調査したものは

持っておりませんが、恐らくそうだというふうに思っております。

飲む量については、個人個人で大体それに応じて水筒を2本持ってきたり、大きなものを持って来たりしている子もおります。無くなれば先ほど言ったように給茶器からお茶の補充というようなことができます。

中学校については、昨年調べた結果、表に話をしておりますけれど、中体連が始まる中学校に関しては、学校では塩タブレットというのを用意して、それを状況に応じて配布しております。中体連の大会そのものは、そういったスポーツドリンクは許可されております。あと水筒については、質問には無かった話ですけど、数年前に新型インフルエンザではないかという時期がありました。あの時一番高校生、中学生の感染が多かったですけど、いわゆる水筒の水を回し飲みのような形で貸し借りをして、非常に感染が広まったというようなことがあり、そういったことが無いようにということで、各個人でしっかりと管理するというふうになっています。以上です。よろしくお願いします。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 今のお答えには無かったんですけど、水筒を個人で持ってくるということなんですけども、学校側の方も今は粉で溶かして使える電解質というものもあると思いますので、そういったものを設置していくとか、そういった対策が必要なんではないかなというふうに思います。何かあってからでは遅いので、白川町以外のところで、スポーツ飲料の持ち込みを緩和するとかそういったことをやはり取り組んでいる所があると思いますので、例外なく暑さがやってくるということを考えれば必要かなというふうに思いますし、後運動場での、これも他の学校の例なんですけども、運動場にテントを張ってそのテントで休ませるとか、1時間の間にずっと炎天下の中に居させない、私たちは運動会の時とか団結祭の時はテントを張るんですけど、それ以外の時は日の当たる所にずっと居させてしまうというふうになっているんですが、やはり常時そういったテントの設営をしておくなどしておけば、本当に柔軟に熱中症に対応できるのではないかと思いますので、今後もエアコン工事も含めて質の高い環境で、子どもたちが学習を受けていただけるそんな教育に向けて今後もご尽力をお願い申し上げまして質問を終わります。

○ 議 長 教育長、答弁ありますか。はい。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 スポーツドリンクのような用意は、学校では保健室に用意してあることと、それから部活動の時には飲むように持ってきて良いというようなことになっております。それからテントについては、本番だけじゃなくて体育の授業の時には入れるように運動場の一角にテントを置いてそこを使っている学校もあります。

また周知していこうと思います。ありがとうございます。

○ 議長 再質問いいですか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 はい。続きまして、独居や高齢世帯に対する熱中症対策について質問いたします。熱中症の死亡の約8割は高齢者です。環境省の熱中症環境保健マニュアル2018によると、近年真夏日とされる日最高気温が30度以上の時と、猛暑日とされる日最高気温が35度以上の日数が年々増加傾向にあります。気温が1度高いと死者数は1.5倍に増えます。今年もこのように高齢者のみならず、熱中症になるリスクは高まっていくというふうに考えております。本町は、高齢化率43%ということで、65歳の高齢者の方が多く暮らしていらっしゃいます。皆様お元気ではありますが、油断すると熱中症になります。特に注意が必要なのは独居や高齢世帯の高齢者の方ではないでしょうか。現在、その対象の方は民生委員さんが主に見守りをしているという状況ではありますが、その負担も年々大きくなっており、民生委員さんの精神的な面に、身体的にもずっしりとのしかかっているものと思われまます。昨年は猛暑日に民生委員が電解質飲料の配布を行いました。今年もすでに始まっているかと思いますが、例えばなんですけども、訪問時に暑い中で自宅でエアコンもない状態で横になっている例もございます。そういったことも含めまして質問をさせていただきます。

本町の今年ですね、特に注意が必要な独居や高齢世帯の対象者に対する具体的な熱中症対策はどのようでしょうか。

○ 議長 はい。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 それでは、独居や高齢世帯に対する具体的な熱中症対策についてにお答えいたします。

先ほどの質問でもお話がありましたように、近年の厚さは大変厳しいものがあります。特に昨年の夏は暑さが厳しく、隣の下呂市金山町の最高気温がニュースで取り上げられるなど、この地域でも過去最高の暑さとなりました。議員もおっしゃったように、白川町でも、暑さに伴って熱中症の症状を訴えられる方が多くなってきております。昨年も数人の方が熱中症の症状により救急搬送されています。また、軽度の方や医者にかからなかった人を含めれば、相当数の熱中症とみられる方がいらっしゃったのではないのでしょうか。それらの方の特徴について、消防署や医療機関、介護職員などに聞いた話では、家の中で動けなくなる方が多い、エアコンが無く扇風機だけの家が多い、我慢して重くなってから受診される方が多い、午後から夜にかけて具合が悪くなる方が多い、そういった声が聞かれました。

さて、ご質問の特に注意が必要な高齢者に対する具体的な熱中症対策ということですが、熱中症は涼しい場所で過ごすことですか、水分・塩分を十分摂ること、外出や運動を控えることなど、一人一人が正しい予防法を知り、普段から気をつけることで防ぐことができます。町としましては、これらの熱中症の予防法や、症状が出たら早めに受診したり身近な人に知らせたりすることについて、機会のあるたびに繰り返しお知らせし、注意喚起していくことが必要と考えております。具体的には、防災無線やCCNET、すぐメール、各地域で開催されておりますサロン等の集まりで周知をしていきますが、一番効果があるのは、個々に声をかけてお話することであり、先ほど議員もおっしゃったように、昨年から民生委員に高齢者世帯を訪問していただき、熱中症予防のチラシとスポーツドリンクをお配りして注意を呼びかけていただいております。

今年も暑い夏が予想されますので、一人一人がどうか無理をしないこと、我慢しすぎないことを心がけていただくとともに、近所どおし声をかけあって、熱中症予防に努めていただくことをお願いして、答弁いたします。

- 議長 はい、再質問。  
(3番 梅田みつよ君)
- 3番 まず高齢者はですね、感覚が鈍感になる傾向があります。暑いことが暑いと感じられないということですね。気を付けているつもりでも熱中症になるわけです。具体的にはということでお答えいただきました防災無線、CCNET、すぐメール、各地でサロンなどの集まりで周知していくということで、非常に良いかなと思います。本当にご高齢になった方はちょっとそういったことをしていらっしゃるかどうかが分かりませんので、ちょっと効果的かどうかは分かりません。  
それからサロンなんかで集まられるという機会がありますけれども、サロンに集まっていらっしゃる方は比較的皆さんに注意してもらいやすいし、何かあった時に気付いてもらいやすいということがあるんですけども、これが出来ない、こういう所に集まれない人が特に緊急な状況になりやすいのではないかなと思います。そういうところに個々の声掛けといいましても、それもサロンに来れば良いけれども、そうじゃない場合の個々の呼びかけっていうことに関してはどうでしょうか。
- 議長 はい。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君)
- 保健福祉課長 まず高齢者は感覚が段々鈍くなってくるというお話がございましたが、確かにそういう点もございますので、先ほど具体的にということで申し上げました防災無線あるいはすぐメールなど、聞いておられない方、使っておられない方もあるかと思いますが、その都度ですね、35度を超えるような高温になった時にリア

ルタイムで注意を呼びかけるというような対策もとっていく必要があるかと思えます。また、すぐメールを使っていなかったりサロンに出て来れなかったりという方ということですが、なかなか行政として一人一人すべてに対策をとることは難しいのかなと思います。先ほども申しあげましたように、まず個人が十分熱中症の対策というのを理解していただくことと、隣同士あるいは近所で常に声を掛け合って、「今日は暑いね。水分取った」というような声掛けをしていただくことを切にお願いしたいと思えます。

○ 議長 再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 やはりお互いに声掛けと言いましても、お隣もお隣もお年寄りですよというような世帯はやっぱり増えてくるんだろうと思えます。次の質問でまたさせていただくんですけども、我慢をせずどこへ相談すればいいのかなというふうになった時にですね、必ず助けてもらえるよという所が自分にとってどこなのかなということをして一人一人の高齢者の方が考えてもらえる、自分を助けてくれる人はここに連絡すればいいよというような先をですね、作っておくということが必要なのかなというふうに思えます。個々に呼びかけについては、私もしていきたいと思っておりますが、やはり行き届かないという不安がこの町にはあると思えますし、そういう事態がやってくるのではないかなというふうに思っております。

次の質問に。

○ 議長 はい、次の質問。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 はい。次の質問ですけども、今の話しを前提にですね、民生委員さんの高齢者の方の見守りや訪問の役割について、町としてどのようにお考えになっているのかなということをお聞きしたいと思えます。高齢化が進む中、民生委員さんの人数も不足してくるのではないだろうかというふうに思っております。今のままでは負担が増えるばかりで、負担の軽減や成り手不足についてどのように対策を取っていかれるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○ 議長 はい。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 それでは、民生委員の負担とその軽減や成り手不足対策についてということでお答えいたします。

まず、現在の民生委員の状況ですが、本町の委員数は28人、その内2人が主任児童委員です。民生委員はそれぞれ担当地区が決まっております、一人あたり60世帯から多い方で150世帯を受け持っていていただいております。それぞれの担当地区には、少ない方で10人程度、多い方で60人程度の要援護の高齢者



等を抱えておりまして、それらの家庭を定期的に訪問し、状況を確認したり相談にのっていただいたりしています。要援護者は年々増加傾向にあり、多くの要援護者を抱えている委員ほど負担は大きいといえます。また、民生委員の負担という点では、民生委員の皆さんからは、町や地域で充て職として要請される役員でありますとか、地域の会議や行事に招集されることが多く、そういったことの負担が大きいというふうに聞いております。

負担軽減の対策としては、要援護者への対応では、回数等のノルマはなく委員それぞれができる範囲で訪問等を行っていただくこととしています。委員の役割は、地域内の要援護者等の情報収集ですとか状況把握が中心であり、具体的な要援護者に対する対応については、保健福祉課や包括支援センター、社会福祉協議会などへ繋いでいただければ良いということを強調しております。また、毎回定例会後には、各地区の委員ごとに委員カフェを開催し、それぞれの委員が抱えている課題などを地区全体の課題として意見交換する場を設け、委員が一人で抱え込まないような対策をとっております。また、社会福祉協議会では、各自治会の福祉委員が民生委員のサポートを行えるよう、その連携に力を入れています。地域の行事などについては、地区内の委員で分担して出席したり、数年前までは義務化していた担当地区内の葬儀への会葬を、義務化しないことを申し合わせたりして、負担の軽減を図っておるところでございます。

民生委員の成り手不足につきましては、これは本町だけでなく全国的な課題となっております。その対策として、今年の改選期から、これまで75歳までとされていた委員就任時の年齢制限が撤廃され、地域の状況に応じて柔軟に選任されることとなりました。また、本町では、以前は1期3年で退任される方はほとんどなく、2期3期と長期にわたって務めていただく方が多かったのが、最近では1期で交替することを条件に委員を引き受けていただいているということもあるようです。

いずれにしましても民生委員は、地域内の情報を得やすく、要援護者等にとって一番身近で状況を確認したり、相談にのっていただいたりする大変重要な役割を担っていただかなくてはならない役職であります。委員の皆さんと福祉関係機関の連携のもとに、この民生委員を維持をしていきたいと考えていますので、委員の皆さんはもとより、地域の皆様方のご理解とご協力をお願いしまして、答弁といたします。

○ 議長 再質問ありますか。はい。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 民生委員さんの負担の軽減ということに関して、地区の中の葬儀への会葬の義務化をしないとか、そういったことについては当然であろうというふうに思いま

す。負担の軽減といいますのは、そういった一定のこの話しではなく、本当にその場で起きる事態に関してどのくらいの責任感でやっていくかということになるわけで、実際には答弁にありましたが、ノルマは無く委員それぞれができる範囲で訪問するというような答弁でありましたけれども、実際にはできる範囲でというふうに思ってやっていらっしゃる民生委員さんは今少ないと思います。非常に切羽詰まった状況に遭遇することが多いですので、本当に中には認知症の方があるとか、アルコール中毒者であるとか、金銭面の問題が発生するとか、お米を買ってきてくれとかいろいろ、行った場面場面でこたつの中で蹲って動かないとか、そういったことがあるわけなんです。実際に負担のかからないという責任の範囲というのが非常に分かりづらいというのが民生委員さんの任務ではなかろうかというふうに思うんですけれども、それをフォローする機関、サポートする機関というのが本当にしっかり機能しているかということについては、どのようにお考えでしょうか。

○ 議長 はい。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 民生委員さんが、非常に負担が多くて切羽詰まっている方がいるというふうにおっしゃいましたが、先ほども言いましたように、民生委員の定例会の折に地区ごとで情報交換をしたり、全体の中で意見を聞いたりする中で、そこまで切羽詰まったというような話を聞いていないのが現状です。確かにそういった負担の多き方もあるかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、やはり無理をなさらないように、できる範囲でお勤めいただきたいということと、民生委員さんに要援護者のフォローの全ての責任があるわけではないので、先ほども言いましたように、保健福祉課ですとか包括支援センター、社会福祉協議会へすぐにご連絡いただきたいと、そちらで対応をしていきたいというふうに思っております。

梅田議員が最後におっしゃったそういった機関がしっかりしておられるかというのは、保健福祉課あるいは包括支援センター、社会福祉協議会がすぐ対応できるのかというご質問かと思いますが、現在のところどこまでで完全か、十分かという大変答えが難しいわけですが、三者で連携をしてできる範囲の対応をしておると考えております。

○ 議長 再質問。はい。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 今お話にありました定例会や地区ごとで情報交換をする中で、そういった切羽詰まった意見は上がっていないということでございましたけれども、それは保健福祉課のほうにそういった情報が全然ないということであれば、それは間違っていると思います。非常に切羽詰まっている状況で支援しておられる民生委員さんの

話を間近で聞いておりますので、そういったことは非常に遺憾であります。残念でございます。もうちょっとしっかりと行政の方もそういった方々の把握をしっかりとしていただきたいということを思います。

どこまでが完全なフォローかということについてはですね、民生委員さんの方から例えば包括支援センターに電話をしましたが、包括支援センターは電話にでないなんていうこともあるのが現実でございますので、24時間委託されている包括支援センターの職員さんのそういった責任感はどのようになっているのか、また保健福祉課に、例えば役場にそういった救助のお願いがあった時にどちらで対応していただけるのか。前回質問しましたところ、一貫してサポートできる、何か用事があったら一つのね、一貫してその人のことをサービスできる窓口を作っていきたいというような福祉課長から話がありましたけども、そういったところも含めてどのように今進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○ 議 長 はい。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 保健福祉課の方へ耳に入っていないのは非常に遺憾であるというお話でしたが、本当にそうであれば委員さんが、そういった機会は設けておりますのでしっかりと私どもに伝えていただきたいと思います。その委員さんが保健福祉課にいう事はできなくて、もし議員に言われたということであればそれは確かに遺憾ですし、今後の定例会あるいは機会があるごとに委員さんにお伝えをして、もし本当に困っておること、どうしてもならないことがあれば伝えていくようにお話をしていきたいと思います。

また、包括支援センターについて電話に出ないことがあったということでしたが、24時間体制というのが原則ですので、その辺についてはもしそういうことがあれば十分包括支援センターに対する指導を行っていきたくと思いますが、もしそういった緊急の場合にですね、包括支援センターに連絡をしても出ないということがあれば、役場へ連絡していただければ、役場は365日、24時間担当ではなくても日直あるいは宿直もおりますので、担当職員の方へ連絡することはできますので、何らかの方法で非常事態にはご連絡いただければ有り難いと思っております。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 行政で把握してみえる範囲と、現場で起きていることに少しずれがあるような気がいたします。もう一つお聞きしたいんですけども、去年の8月に各町村にヒアリングなされた民生委員さんの定数や見直し、地区割とかについてそういった調査が各市町村にありましたが、それについて白川町としては今の民生委員体

制で良いかどうかという回答についてはどのようにされたのでしょうか。

- 議長 はい。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君)
- 保健福祉課長 昨年の8月ですが、ヒアリングは行っておりません。文書による次期改選期の民生委員の定数等に関する調査がございました。その折には現状で、次期改選期も現状の定数で行いたいという回答をしております。  
民生委員の定数については、これは国の基準ですけれども、70世帯から200世帯に対して一人の民生委員ということが国の基準として示されております。先ほどの答弁でも申し上げましたように、現在、白川町の民生委員さんは少ない方で60世帯、多い方で150世帯の担当となっておりますので、要援護の方を多く抱えている民生委員さんもございますが、基準の範囲内ということで当面は現在の委員数を維持していきたいということを考えています。
- 議長 再質問ありますか。  
(3番 梅田みつよ君)
- 3番 こちらの調査については、3年ごとに実施されるものとされていますので、また3年後については、また町内の高齢者人口がどのようになっているのか、それを助けられる人口もどのようになっているのかということは非常に注目すべきところだと思いますので、3年後についての今の方向性といえますか、どのような方向性でおられるか教えてください。
- 議長 はい。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君)
- 保健福祉課長 今3年後のことを、方向を述べるのは大変難しいと思いますけれども、白川町の将来的な高齢者の数はこれから減少傾向にあります。但し、要援護老人、団塊の世代の方が後期高齢になられていくと、要援護の方が増えることは予想されます。また、年々サービスの質が濃くなっておりまして、そういった面で要援護の方に対する対応が多くなっていくということも考えられます。3年後の定数をどうするかということにつきましては、まだこれから3年間ありますので、3年後に判断していきたいというふうに考えております。
- 議長 再質問ありますか。  
(3番 梅田みつよ君)
- 3番 高齢者は減っていくが要援護の方は増えていくということで、ある民生委員さんからお聞きしましたところ、そういった方が誰に連絡を、もし自分に何かあった時に誰に連絡をするかっていうのを書くものがあるんですね。それについて、そこに名前が書けないという人も結構増えてきていらっしゃる。そういった方がですね、前回の質問もしましたけれども、子どもさんに頼れない場合は、やはり

誰かが見守っていかなければいけないというところで、一番に民生委員さんがそういった役割を引き受けるような場面も多いというふうに聞いていまして、そういったところに自分が何かあった時に民生委員さんがそういった調査をする中で誰に名前を、誰の名前を書いていくのか、そういったところも非常に町の課題になってくるだろうというふうに思います。

また3年後に向けてですね、民生委員さんがどのような活動をしているかということはいさし注目していただいて、白川町の高齢者を支えていく地域づくり、地域の仕組みというのをしっかり考えていただきたいというふうにお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

- 議 長 はい。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君)
- 保健福祉課長 最後の質問ですけれども、要援護者の連絡先については町では要援護者台帳というのを作っております、それで緊急の場合の連絡先というのを把握しておりますが、確かに議員がおっしゃるようにそこに名前が書けないという方も出てきておるのは事実であります。そういった場合どうするかといいますと、やっぱり地域の中でということになりまして、民生委員さんという名前が一番先に上がってくるかと思いますが、最初の答弁でも申し上げましたように、そういったところの負担の軽減の策として、今民生委員さんは60世帯から150世帯に一人ですけれども、各自治会には福祉委員さんもありまして、福祉委員さんについては各地区でその活動の状況というのは差がありますが、そういった各自治会におられる福祉委員さんにも民生委員のサポートをしていただけるよう、これは今後の課題でもありますけれども、社協と連携をしてそういった福祉委員の活動について活性化していきたいというふうに考えております。
- 議 長 はい。梅田議員の質問を終わります。  
ここで、1時まで休憩を入れます。(午後0時02分)
- 議 長 再開します。(午後1時00分)  
一般質問を続けます。  
次に、服部圭子君。  
(4番 服部圭子君)
- 4 番 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。  
最初の質問は、2020年戦後最大の教育改革についてということで質問させていただきます。2020年より、小学校で「新学習指導要領」が全面実施や、大学センター試験が廃止され、大学入試共通テスト実施など、教育が大幅に変わることは、2020年オリパラ開催と同じくらいの社会の大きな動きだといわれています。現在の日本の教育による、人材育成が昭和の人材を創出し世界に活躍

する人材を創出してきたことは言うまでもありません。しかし、産業、経済、環境と大きく変わり、今後も変わるスピードが速くなる中、社会を創造するために求められる力が変化しており、それに国が対応した変革だと私は認識しております。専門家ではありませんし、教育に云々いえる者ではありませんが、以前より白川町では対話型の互いに学び合うアクティブラーニングを始め、様々な改革、教育を進めてきたりしていますので、すでに取り組みられていることもたくさんあると思います。ただ、子どもたちの学ぶ目の輝きをさらに増すためには、国の求める教育改革の趣旨を十分取り入れて、時代に遅れず改革して欲しいと思います。

そんな改革を前に話題になっている教育実践があるのでお伝えさせていただきます。1つは秋田県の東成瀬村の小中学校です。出版されている本からの知識ですが、人口2,000人くらいの村の小学校が学力日本1なのだそうです。不登校児童もなく、読書が子どもたちに空気のように習慣化されており、自学ノートや、教師の研究活動などが特徴だとされていました。

またもう一つは中学校の例で、文科省から、改革のモデル校として注目されている、東京都千代田区の公立中学校麹町中学校です。こちらは、国会議員がこちらを視察され、日本の中学校教育に取り入れていくべき新しい教育が行われていると、絶大な評価をされた中学校です。生徒のプレゼン力と、授業のノートやスケジュール手帳が有名です。自ら企画し、実行し、アウトプットする学習は、社会で仕事する力に速結していることが評価されています。

そこで質問です。これまでも特色ある教育を進めてくださっている白川町教育委員会ですが、2020年の白川町の教育改革について、教育長の所見をお伺いします。中でも、英語教育についての取り組みについて、具体的に子どもたちが話せる英語力というものを身に付けることについても触れて答弁をお願いいたします。また、教育は学校のみならず、家庭学習や地域の教育力もさらに求められてくると思いますので、教育改革について、保護者や地域に向けてどのようにタッグを組んで取り組まれるのかを町民に向けてご答弁されるようお願いいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○ 教 育 長 服部議員の質問、2020年戦後最大の教育改革について答弁させていただきます。2020年度から大学入試の大きな変革と、新しい学習指導要領が順次施行されていくことが「教育における2020年問題」と呼ばれています。大学入試の変革は高校における受験対策だけでなく高校の授業改善を必要とします。さらに、それは中学校や小学校の教育にも影響を与えます。教育における2020

問題の背景には、グローバル化の進展とその対応、人工知能をはじめとする技術革新等に伴う社会構造の変革への対応など、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることの必要性がその背景にあると言われます。

さて、教育における2020年問題と白川町学校教育の展望についてお答えします。私は小学校低学年では学習や生活の基礎基本を確実に身に付けてやる必要があり、きめ細かな指導が求められます。また、社会性の発達はやや緩やかで、大きな集団を認識することはできないので、少人数の学級で良いと考えています。身の回りにある物や自然の中で体を通して遊んだり学んだりして、さらにそれを話したり書いたりしながら表現することが、その後大きく伸びる基礎になります。

中学生くらいになると集団で取り組むことや課題解決する能力が高まってきます。また、一人一人の興味や得意不得意も多様になってきます。従って、大人数で生活・学習したり、個に応じて活動を選択したりできる場、直接体験だけでなく、読書やICTなど多様な学ぶ機会が与えられるとよいと考えています。

かつて黒川中学校では、中2中3の生徒に総合の時間を使って、選択学習を行っていました。パイプオルガンコース、木工コース、調理、クッキングですが、調理コース、書道コース、美術コース、器楽コース、ロボットコースなど黒川ならではのものや今日的なものから選択し、小グループで取り組むものでした。指導者は地域の専門の方に学校へ来ていただき、担当職員とのティームティーチングで行いました。すべてのコースに何らかの形で発表会を位置づけていました。例えば、パイプオルガンとみんなで歌おうで発表、ロボコンに挑戦、演奏を文化祭で披露、料理をCCNETで放映等々です。しかし、これは5年間実施した後は無くなってしまいました。いろいろな理由があったと思いますが、その一番の理由は、教師に余裕が無く継続が困難ということでした。2020年度からの新しい学習指導要領では内容が盛りたくさんです。しかし、教員の働き方についても手当てをしていく必要を感じています。

話はもとに戻りますが、幼少の頃は生まれた地域で生活と学習の基礎をしっかりと身に付け、中学生、特に中学2年・3年生では部活動や放課後の活動などにおいて、自ら課題を選択し、追求からまとめまでを自力で歩み、自分の追求過程を振り返ると共に、その結果に責任をもつという体験をさせてやりたいと考えています。そして、中学校を卒業する段階で、基礎的な学力の定着と忍耐力・自己コントロール力・見通しをもって行動する力などの非認知的能力を身に付けさせてやるのが、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることにつながると考えています。家庭や地域の教育力として、幼少の頃は地域のよさを学ぶ、中学生の頃はその道の達人から専門を学ぶ、そんな関わり方をお願いし

たいです。

以上のことは、現在、諮問している学校再編と大きく関係してくるものであります。「どんな学校を創るか」とは、校舎のつくり構造と教育の中身を考えることです。子どもたちの将来を考え、子どもたちが志を抱いて大きく成長できるような教育環境づくりに皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っております。なお、再編検討委員会の答申は9月を目途としています。

次に英語教育についてお答えします。今回の学習指導要領で英語教育の抜本的な強化が図られました。小学校中学年から英語活動がスタート、高学年で英語は教科とされ、教科書ができます。ただし、本町においては、今から20年ほど前に小学校低学年から英語活動、英語に慣れ親しむ活動を総合的な学習の時間に位置づけて実施してきております。

中学、高校ではCAN-DOリスト形式の目標設定を推進することで「何を知っているか」から「何ができるか」へ、また、読む・書く・聞く・話すの4技能をバランスよく身に付けられるように、さらに外国語で授業を行うことを基本とする方向になっています。今年は全国学力テストに英語が入り、話す力の調査がなされました。結果はまだ出ていません。

白川町では英語に対して次のような体制をとっています。ALTは、白中に年45日、黒中・佐中は年36日、小学校は年9日から15日の間です。保育園は年4日のように、一人のALTをフルに活用しています。小学校英語指導非常勤講師として2名を4校に派遣しています。中学校の英語教員が小学校の英語授業の一部をサポートしています。しかし、なかなか話せる英語というのは身につけません。その原因として、これは白川町に限ったことではありませんが、英語を使う必要があまりない。日本では、本でも映画でも英語に訳してくれる人がいます。英語に親しむ環境がない。それほど外国人がいるわけでもありません。日本語を英語に訳す優れたアプリケーションも出ています。これまで日本の英語教育は、書かれた英文を理解するとか、声に出して読む、また、英文法に沿って正しい文章を書くことに力を入れてきているところがあります。これ自体は悪いことではありませんが、聞く、話すということが十分ではありません。このような実態と原因があります。国としては英語の授業を早期から行う、時間数を増やす、英語活動から英語科に切り替えるなどとしました。しかし、教員の指導方法や英語の指導ができる教員の配置など、体制は整っていません。

私は、日本の教師は英語を読む、書くことは指導できると思っています。手元に辞書があれば、よりよくできると思います。しかし、聞く、話すが非常に苦手です。なぜなら、日本語にはない発音、母音と子音、アクセントなどは耳慣れなく、聞き分けられない、使い分けられないからです。



そこで白川町としては、できるだけネイティブな発音に触れるために、それができる人を使うことで毎時間の授業に入ってもらいたいことを計画したいと思っています。また今年も、今月末にはミャンマーから7人の高校生が、9月にはイタリアピストイア市から学生が本町を訪問する予定です。こういった人達に小中学校にも行ってもらい、交流の機会を作りたいと思っています。ただし、日本では教員免許制度が原則ですので、ティームティーチングで授業を行うこととなります。このたびの英語の教科書はよく研究・編集されていますので、教科書に沿って講師と共に役割分担をしながら授業を行います。その際、気を付けることは発音や定型文の反復練習は大事ですが、そればかりにならないようにすることが大切です。例えば、How are you?と聞かれて、I'm fine, thank you. や fine を sleepy とか so so などに置き換えるだけの機械的な学習だけでは英語は身に付きません。英語はコミュニケーションの教科です。このことに関して、最近印象に残った意見を紹介します。今月の白川町国際友好協会の総会にて、白川町出身で現在東京工科大学1年の林克之君が海外農業研修の体験を発表し、彼は「英語は苦手だけど、自分の知っている単語で、簡単な文で話せば伝えられることができた。相手も僕に合わせて話してくれた。」と言いました。また、先日の白川町青少年健全育成大会で佐見中学校の西野僚徒君が「コミュニケーションは言葉の奥にある相手の気持ちを理解しようとする」と主張しました。二人ともコミュニケーションの本質に迫る的を射た意見であります。英語で何かを伝えようとするとき、頭の中ではその何かに対して自分の意見をまとめ、英語で話すために必要な語彙、発音、文法などを総動員しています。そして、相手に対して瞬時にこの処理を行うためには、そのような授業を行っていく必要があります。コミュニケーションとは単なるおしゃべりではなく、相手に合わせながらこちらの意見を伝える。相手もこちらに応じながら意見を伝えるという行動です。そのために、今年3月には「英語多読法」というものの研修を町内英語担当教員に実施しました。また、8月にも英語指導の研修を行いたいと考えています。白川町の教師は、英語を暗記や訓練だけの教科にすることなく、コミュニケーションの本質を踏まえて英語の授業を仕組めるように、そんな指導をしていきます。議員はじめ町民の皆さまからのご理解とご支援をよろしくお願い致します。

- 議長 再質問、ありますか。  
(4番 服部圭子君)
- 4番 家庭学習や地域の教育力、それらはどのようにタッグを組んで取り組まれるかという点の質問をだしていますが、それについてお願いします。
- 議長 教育長。  
(教育長 鈴木雅史君)

○ 教育長 地域の教育力という点では、先ほど少しだけ述べましたけども、特に子どもが小さい内は地域の良さを伝えられるような形で地域の方に学校教育に入ってほしいと、現に今も多く入っていただけてますけども、自然に関する事、野菜作りとかあるいは伝統文化の歌舞伎とか太鼓とか、そういったものに地域の良さを知る形で地域の教育力を高め、学校への協力をお願いしたいと思います。

家庭学習については、議員からご紹介いただきました東成瀬村の取り組みとか、麴町中学校の取り組みで、特に東成瀬村の取り組みを拝見して、白川町でも授業改善とかノート指導、読書には力を入れております。ただ、この東成瀬村が成功してきた理由と若干違うと思ったところは、続けられるような仕組みをこしらえているというところが東成瀬村の良さだと思います。白川町でもほとんど同じことはやっておりますが、それを粘り強く続けられる仕組みまで作っているかというところ、学校にそれぞれお願いして学校ごとの取り組みでやられているところですので、町全体でこういった方法の仕組みでいくということはやっておりません。でも白川町のやり方でも成果は出ています。各学校の取り組みで、白川町教育委員会としても指定校を設けておまして、小学校2校と中学校1校の指定校があります。今年の秋に白川北小学校が発表しますけども、そういった学校でノート作りとかあるいは授業改善、家庭学習の方法なども取り組んでもらうような形をとっています。以上です。

○ 議長 再質問。

(4番 服部圭子君)

○ 4番 はい、3つお聞きしたいんですけども、今の教育長さんのご説明で2020年からの背景について、グローバル化とAIの取り組み予見が困難な時代であって、新たな価値を子ども達に身に付けさせたいという背景があるということを押さえていただいているということで、それにつきましてまず英語教育について来年からは毎時間入っていくというような改善というんですか、新しい方向をされるということで有り難いなと思いました。英会話というのはスポーツだというふうに例えられておまして、読み書きができることではなく、スポーツのように一つずつ挨拶ができるようになったりとか、正にコミュニケーション力をつけることで会話ができるという状態になると思います。また、子ども達が中学校を卒業した時には、白川の子どもたちは簡単な英語でもいいのでコミュニケーションができるんだ、そんな子ども達にしていただけることを望みます。この2020年の、やはり改革を親御さん達とか、また地域の皆さんに十分に周知していただく、やはり世の中の流れと今の子ども達の姿というのが変わってきているんだということを周知していただきたいと思おまして、それについての何か具体的な方法を考えていただきたいと思うんですが、いかがで

しょうか。

- 議 長 はい、教育長。  
(教育長 鈴木雅史君)
- 教育長 周知につきましては、今できることは「ひとなる」というものがありますので、あれに書き込んでいくことが一番すぐできることですが、2020年度の教育改革について特集号とかそういった形を作って周知することはできますので、月間のひとなるだけではなくて、特集号のような形で2020年問題に対する白川町の今後の方針を周知していきたいと思います。
- 議 長 はい、再質問。  
(4番 服部圭子君)
- 4 番 やはりこの2020年の大きなところで多様性、それとコミュニケーション力ということが望まれていますので、こういった周知の仕方も文書でただ出して、読む人は読むよってということよりも、何かの総会の機会ですとかそういった時に分かりやすく、こんな新しい学習が始まるんやっっていうようなことが分かるように、各学校でなり教育委員会なりで工夫して、やっぱり新しい時代の幕開けを子ども達にもですし、親たちにも膨らませていけるような前向きな表現でやっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。
- 議 長 教育長。  
(教育長 鈴木雅史君)
- 教育長 今お話しを聞きながら考えましたことですが、これは新しく採用される5年生、6年生の教科書、まだあるんですが重いので2社ほど持ってきたんですけど、工夫がされてまして、開けますとどの教科書にもQRコードというんですかね、こういう Nice to meet you. の勉強をするんですけど、家へ帰ってQRコードをピッてやると会話が、というか学校でならったのと同じ英語が聞かれるんですね。ですから教育委員会が出すひとなるにも、例えばこういうものを作って、それとどこかへ飛んで行って教育委員会のホームページに繋がってとかとそういうことができるなら考えてみたいなというふうに思いましたが、誰がやるかとなると大変ですので、ちょっと発想という点で、想像性という点でご理解ください。
- 議 長 再質問。  
(4番 服部圭子君)
- 4 番 中学生にもそういうことはどんどんできる、多分、子が出てくると思いますので、子ども達やまた親さん達の力を借りて、是非一緒に進めていただきたいと思っています。  
もう一点だけすみません。この多様性とこういった2020年の改革にあたって、教育長さんの答弁にもありましたように中学生は特に集団での教育、そうい

うものを進めてあげないといけない時代になりましたので、2020年です。もう来年なんです、それに向けてやっぱり統合を早く、適正な集団の中で教育を受けさせていくことが更に必要になると思いますが、それについて重要性をお答えください。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 基本的には、やはり中学生ぐらいの年齢になったらある程度の大人で学習できるような形は、皆で問題を解決するとか皆で取り組むということができれば、やらせてやりたいということで、それは私の基本的な思いであります。ただ、いろいろな事情で統合は難しい理由もいっぱいありますし、少人数の良さもまたあるものですからね、それについては地元と言いますか、関係のところと話をしながら進めます。例えば先週、可茂地区の中体連の陸上競技大会が関市でありましたけども、町内で一番小さな学校は佐見中学校で21人ですが、佐見中学校からも4人の子が参加していました。確か3年生が3人で、2年生が1人で、2年生の子は前日まで青雲のつどいに行ってきて、他の白川中学校も黒川中学校も同じですけど、疲れていると思うんですが挑戦していますので、人数が少なくても頑張っているし、人数が少なくても大きな大会に出て行っています。現時点としては少人数ですけども本当によく頑張っています。しかし、私の思いとしてはもう少し人数が多い方がやれることが沢山増えてくるし、選べることも増えてきます。今は人数が少ないのでやることも少し制限があり、選べるということも少ないわけですので、そういう方向を考え、またいろいろな意見をお聞かせしていただきながらも、総意を結集していきたいなと思っております。

○ 議 長 再質問ありますか。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 ありません。次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、学校統合問題と庁舎建設についてということで質問させていただきます。統合問題については3つの質問で、そして庁舎建設問題について、中学校の場所について関連しましたので、ここで庁舎についても最後に質問させていただきます。

では、学校のまず統合問題について質問いたします。白川中学校の改築場所についてお尋ねします。白川中学校の校舎の老朽化は深刻で、改築しなくてはならないことは明らかな状態だと認識しております。その改築には、学校の統合を前提として改築することで、国の補助を受けることができるという面でも統合というのが必要だと言われてはいますが、それは何も補助金を受けるためではなく、時を同じくして佐見中学校の統合、また子育て世代からの要望も多く、子どもの数

からしていずれは黒川中学校も統合しなくてはならないことは明らかです。

中学校にあっては、先ほどの質問でもありましたが、集団で行う文化祭が行われないこととか、運動会や部活動が十分にできず、集団での教育効果がすでに求められなくなっている状態も発生しております。ですので早急に統合に向かうのが子どもたちへの責任ではないかと私は思っています。また、そのように要望されている町民、また学識経験者、有識者も多く知っております。

そこで、そのような統合準備を進めるためにも、白川中学校の改築場所について町の考えをお聞きします。改築場所を決めるにあたって、現実的には白川中学校を改築するのか、白川中学校以外の場所では候補があるのか、ということを経験したいと思っております。もしあるのであれば、その場所が中学校に安全であるか、どのくらいの面積か、費用はどのくらいかかるかを調査研究する必要があります。その研究は、どのくらい進んでいるのかをお聞きいたします。もしも、そのような候補が今無い、持っておられないのなら、庁舎建設の場所にも関連しますが、早く白川中学校を改築すると決定し、その旨を町民に知らせてほしいと思っております。未来の学校がどこになるのかもわからない、そんな状況では子どもたちに夢をもって話すことができない状態であることを察していただきたいと思っております。

○ 議長 答弁を求めます。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町長 それでは答弁をさせていただきます。白川中学校の改築場所については、白川中学校は築55年と町内の小中学校では一番古い校舎でありますし、そして平成17年度に耐震補強を、そして平成24年度にトイレ改修を、そして平成30年度には屋上防水工事を行い現在に至っておるというのが、今の白川中学校の状況でございます。

議員からのご質問は白川中学校の改築場所についてでございますが、この白川中学校も含めて、町内小中学校の在り方につきましてはご承知のように、昨年11月に教育委員会から「小中学校再編検討委員会」へ諮問をいたしまして、そして今年9月を目処に答申をいただく予定になっております。議員からも、昨年9月の定例会一般質問において「学校統合検討委員会」の早期設置について後押しをいただいたところでございますことは、ご承知のとおりでございます。

また議会からは、昨年8月に新庁舎建設の候補地を白川中学校の位置とする「庁舎建設等に関する意見書」をいただいております。なお、今後、白川中学校をどうするのかにつきましては、学校再編並びに庁舎建設に関わる重要な課題であると認識いたしておるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、学校の再編については、検討委員会から9月に答申が教育委員会へ出される予定であり、今どこにということはお聞き上げられませんが、現在の場所は有力な候補地の

ひとつであることは否定できないというふうに思います。今、服部議員の方から白川中学校へというような発言がございましたけれども、ご意見として承っておきたいというふうに思います。そして、今の白川中学校の他に、今現在は調査そのものは行っておりません。先ほど申し上げましたように、9月の答申が出され、早急に検討に入らせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○ 議 長 再質問、ありますか。  
ないですか。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 はい。それではですね、再質問させていただきます。そういう候補地が今のところ白川中学校以外には、他に候補地について調査研究を行っていないというご答弁でした。ということはですね、中学校の統合は早くしなくてははいけませんし、例えば調査建設委員会で出ました島地区ですとか、白川病院の横の場所などが候補地に上がり、それは庁舎ですが、候補地に上がったわけですが、そういう所にもしも造るのであれば、それについては今から調査研究をすべきものです。もし、そういうことがやれてないということは、他の選択肢は何があるかということ、例えば東白川村に行くとか、今既存の中学校に移転するというような方法はひとつ考えられるかと思いますが、他の新たな場所に白川中学校を移す、そして改築するんだという考えが、この調査をしていないということで無いというふうに受け取ることができると思いました。その他の選択肢としては、例えば黒川中学校の方に行くとか、佐見中学校に白川中学校を分けるとか、そういうようなことは可能性としてあるかもしれないんですけども、他の場所に新たな場所に候補地を持っていないというふうにとらえましたが、その点についていかがでしょうか。

○ 議 長 はい、町長。  
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 後ほど質問いただきます検討委員会の進捗状況はどうかという部分もごさいますけれども、何のために検討委員会の皆さんにお願いしておるのかということになろうかと思ひまして、私どもは今のところ検討委員会に答申をお願いしておることは、白紙の状態をお願いしておりますよということでございます。但し、検討委員会の皆さん方につきましては、大変この問題を審議するにあたっては、非常に困難な部分というのがあるかと思ひて認識しておるわけでございますけれども、今はそういう形で進めさせていただいております。

○ 議 長 はい、再質問。  
(4番 服部圭子君)

○ 4 番 それでは場所については、白川中学校以外には候補地としては今のところ調査

研究も何もされていないということで承りました。

そして2番目の質問になります。学校再編検討委員会での現段階での議論の状況と今後の計画についてご質問いたします。

2番目に、現在の再編検討委員会のメンバーの方々には、任務の中、努力いただいていることに感謝いたします。しかし、文科省の出しています手引きから見た時、その中で議論し、調査答申を出すための構成には、不十分な面があると私は思っています。「必要とあらばいろんなメンバーを加えること」とされておりますので、私は早くに有識者を入れ、中学校・小学校の子どもたちへの環境は、子どもたちにとってどうあるべきかなどの見識も議論に加えていただく必要があると思います。そこで、現段階での学校再編委員会の中での議論の状況と今後の計画をお聞かせください。

○ 議 長

町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長

現段階での学校検討委員会での議論の状況と今後の計画についてでよろしいでしょうか。

それでは、教育委員会の諮問機関であります白川町小中学校再編検討委員会では、先ほど申し上げましたとおり、小中学校の望ましい教育環境と再編に向けた具体的な方策について、今年9月を目処に答申をいただく予定になっております。教育委員会からの報告によりますと、これまでに3回の委員会を開催されております。小中学校再編については、各地区ごとにいろいろなご意見があり、このため各地区ごとに今後の学校の在り方について、各地区独自のアンケート調査を行い、今月末に開催予定の第4回検討委員会でその内容について報告検討されるようであります。いずれにしましても、今後、教育委員会に出していただける答申について報告を受けるとともに、議員の皆さまへもお示ししてご意見を賜ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○ 議 長

再質問。はい。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番

はい。では質問させていただきます。検討委員会に対してですね、いま目的を、望ましい具体的な在り方をとかいうふうにあるんですが、再編検討委員会のゴールは、何を出していただくことがゴールなのかをもう少し分かりやすく、例えばいつ、どこにどんな学校をどうするかというような具体的なプランであるのか、統合していく状態が例えば義務教育学校であるのか、いくつの学校をどうする予定であるのかというような、具体的な何をゴールにこの再編検討委員会に諮問されているのかを分かりやすくお答えください。

○ 議 長

町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 詳細につきましては教育委員会の教育長の方から答弁をいたしますが、まず最初にこの問題につきまして、その前にそれぞれ自分たちの学校、例えば一貫校の話しでどうだというような話があったんですけども、多分唐突に出たような感覚で住民の皆さん思っておみえでなる方が非常に多いのではないかなと懸念しておるところでございます。そんな中で今、委員の皆さん方に大変無理な願いもしておるわけですけれども、その中で本当にもうちょっと早くというようなご意見もいただいております。その内容につきましては、教育委員会の方から答弁をさせますけれども、その目的につきましても。私の思いとしては、まず皆さん方に白川町の子ども等の実情、学校の実情というものも知っていただきたいということがまず先にあるわけございまして、そのことから今始まるわけですから、なかなか遅々として進まないのが現実ではないかなということをご思っておるところでございます。後につきましては教育委員会から。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 10月に私が赴任しました時に、基本的な方針は、まず学校は地域に残したい、残していきたいというのが第一にあるんですけども、複式学級をはじめ沢山課題が生じてきているので、これに対して統合という方針でいくと教育委員会で確認したことです。統合するとこれまたいろいろな問題が起きるんですが、それを踏まえて検討して、やって良かったという統合になるように進めながら、そして統合が進むと、究極的には白川町で1小学校、1中学校、あるいは1小中一貫校、例えば義務教育学校というようなふうになることも視野に入れてこれを進めるという基本の方針があり、それを再編検討委員会の方に最初にお伝えをしました。再編検討委員会の方では、具体的な出口は先ほど議員もおっしゃいましたが、いつ、どこに、どのような学校をとすることを柱にまとめていただきたいというように私は言いました。第1回は去年の11月だったと思いますけども、結成しただけくらいでした。途中で、委員さんの中から、委員だけではなくて地元の皆の意見も聞こうということで、ファシリテーションのような研修会を開いたりしながら研究をされました。時期をおきましたけども、4月になって2回目、そして委員が少しまた変わったんですね、そして3回目に大分意見が出るようになってきました。今の段階は、個人あるいは地域のアンケートを基にした意見が多いものですから、鍋の中にいろんな具材を入れて煮ているような状態で、どういう料理なのかなということがよく分からないくらい意見が出ております。それを整理して、いつ、どこで、どのような学校にというような方向に9月までには持っていくこととしています。いつと言いましても一気にやるのか、順次なのかがあ



りますし、どこにとっても候補地はそんなに沢山無いわけですから、大体決まってくるし、どのようになって言った時は、先ほど私がお話したようにどんな教育をするのか、そのためにはどんな造りの構造の校舎か、あるいは校地があるのかというようなことを考えて、それが一つの筋を通した形で答申として教育委員会の方に9月を目途に出してもらい、そこからまた検討に入っていくわけです。そんな予定でおります。お願いします。

- 議 長 再質問。はい。  
(4番 服部圭子君)
- 4 番 中身が非常に重要なゴールであるということを今お伺いしました。それですので、有識者を早く入れていただくとか、それから4月の時点で代表の方が変わったというようなことをお聞きしました。やはりこういうことは議論がまた巻き戻しされてしまいますので、以前の方も入れて、一緒に加わっていただくような形をとるといような工夫について、それからアンケートをランダムに、積極的に取って、そういった物づくりへの住民参加の割合を高めていただきたいと思います。この3つについてもお願いします。
- 議 長 はい、教育長。  
(教育長 鈴木雅史君)
- 教 育 長 委員を選任するにあたりましては、地域を代表するような方とか、あるいは学校関係の経験者とかそういった方で構成してありまして、一部にはやはり年度で変わられた委員もあるために、2回目の時はもう一度最初から説明するということをやっております。

有識者につきましては私も考えていました。実は統合を経験されたような知り合いも何人かありますのでそういう方をお願いしようと思ったことがあり、電話で話をしたりしましたが、やはり地域も実情もかなり違うし、いろいろなご苦労もあったようです。また、進め方もいろいろありまして、教育委員会が主導してそういうものを進めていったものもあるし、どちらかという学校の方から動いていったというようなものもあります。さらに地域から動いていったということもあります。ですから、そういった経験のある方を入れるのは止めました。

それから大学の先生ということも考えられますけども、いろいろな知識や経験の豊富な大学の先生もありますが、基本的には文科省が出している手引きは、統合あるいは統合しない場合についても非常に良く書いてある内容ですので、あれを基にして進めて考えていけばいいのではないかとことを私は思っています。また、個人的には義務教育学校の発表会とかに参加して、そこに来られた大学の先生の話聞いておりますが、恐らく義務教育学校の推進の方ですので、当然そういった話をされます。現在のところは白川として一番良い方向を見つけるため

には、大学の先生とかはお呼びしないで、手引きを参考にしながら進めようということを考えております。

今後といってもこの9月までにはあまり時間がないですけれども、財政的なことになってくるとかなり詳しいお話を聞く必要がまた出てきますので、そういった点では県とか、あるいは国の有識者のアドバイスを手に入れようと考えております。よろしく申し上げます。

○ 議 長 再質問。はい。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 もう1点、やはり再編検討委員会の方々の重みというのか、財政のところまで踏み込むことは、ちょっと可能性はちょっと大変なんではないかというふうに思います。ですので、やはりその再編検討委員会のまず第一段階としての諮問を早くいただいて、その上でもう一度詳しく専門的な検討に入っていくというような方法も必要ではないかと思います。ですので、まずはこの再編検討委員会の方々の答申を少しでも、1ヶ月程でも早くして、ある程度のところできりを付けて次の段階に進まれるという方法も、ちょっとギアチェンジしていく方法も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。早くやっぱり結論を出したいということで、再編検討委員会の方針を早くしてほしいという要望もありまして、それについていかがでしょうか。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 そのことについては、努力はしますというお答えしか今のところできませんけれども、実際問題今までは月1回のペースでやってきましたが、いろいろな意見がでてきています。実は午後7時30分に開始しましたら10時近くまでになるものですから、もっと早く開始せよと言われるなど、いろいろな議論が出ております。やがては収束していく必要がありますので、9月までには形あるものというふうに思っています。これを1ヶ月前にというのはかなり厳しいんですけど、9月は9月でも、教育委員会が9月、10月の辺りは月初めですので、9月と言ってもなるべく早めの形に努力はします。

○ 議 長 はい、再質問。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 では、次の質問に入らせていただきます。

白川小学校、白川北小学校の統合にあたって、その場所決定について質問いたします。文科省の出しております学校適正基準の手引きに、統合するにあたって、行政が一方的に進める性格のものではないと書かれており、行政もそのことは十分承知のことと思います。しかし、白川小学校、白川北小学校の統合する場所に

については、総合教育会議で十分論議された形跡に乏しく、教育長、町長等行政サイドで決めているようにとれます。当然のことながら町長、教育長、行政幹部との協議は十分にされたものとは思いますが、平成30年9月の一般質問の答弁で、統合の時期とその場所は白川北小学校とすると答弁されました。ただ、白川北小学校にするその理由についての答弁が不十分だったのではないかと思います。白川小学校、白川北小学校の統合については、それまでも議会、地域、保護者からの要望もあり、遅すぎる決断であったくらいで、町民も議会も異論を唱えるものではないと私は思います。しかし、新たに統合される場所の決定については、9月の一般質問の答弁で、唐突に発表されたように感ずるのは私だけではなかったと思います。ですが、その後は議会でも特に異論が聞こえてこなかったために、場所は白川北小学校であると決まった上での地域説明会となっていたと思います。

しかし、地域説明会を行うと白川北小学校の安全面での心配をする町民の方の声が上がり、白川小学校ではなく、白川北小学校に移転することに反対をされる声が出てきました。これは、白川小学校をこれまで支えてきていただいている地域の方々が、白川小学校に子どもの声が聞こえなくなった後の白川小地区のコミュニティーはどうなるのか、どう前向きに考えるかなどのお気持ちへの配慮が不十分であったことも一つの原因ではないかと私は思います。また安全面の疑問には、教育委員会で誠意をもって安全性などの調査を進めて、議会でも説明会をされております。

また、議会では、住民の方の警笛を真摯に受け止め、安全性についての報告や見学を通し、2校の様々な面を比較し、子どもたちのために統合する場所を議論いたしました。私一議員としては、危険性のご指摘も踏まえ、両小学校の安全面や今後のメンテナンスなどを鑑み、白川北小学校への移転に賛成するものです。そこで質問です。なぜ白川北小学校に移転することになったのか、白川小学校ではないという理由を今一度、町長さんより白川地区の皆様にも納得がいくように、白川北小学校に移転するとの意向と決定された根拠をご答弁いただきたいと思います。

また、移った後の白川小学校の校舎や跡地をどうしていくか、現在でのお考えを質問いたします。それについては、町長さんの方針である「みんなでやろまいか」通り、お考えを伝え、腹を割って、事実と現実に即して話し合う場をもってはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議 長 はい、町長。  
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは白川小学校と白川北小学校の統合に関しまして、これにつきまして

は、私が2期目の町政を預からせていただくこととなった平成29年の9月議会において、議員の中から「白川小学校と白川北小学校の統合は早期にやってほしい」というご意見をいただいております。また、昨年の9月議会においても「白川小学校と白川北小学校の統合は、翌年の4月にでも行うべきだ」というようなご意見もいただいております。このように、両校の統合につきましては、以前から議会の中からご意見をいただいております。本町の第5次総合計画では、計画期間中は、2011年～2020年までのこととございますけれども、「小中学校の現体制を維持するが、計画の後半期間において諸般の情勢により一部学校の再編成について検討に入る可能性は排除しない」というふうにごございます。平成28年の法改正によって義務教育学校の設置が可能になったというようなことから、教育委員会におきまして平成30年1月に義務教育学校設置に関する審議検討委員会を設置いたしまして、各地区学校運営協議会を中心に意見を伺ったところであります。その結果、昨年5月の総合教育会議の席上で、「白川小学校と白川北小学校の統合について協議を進める」というふうになりました。そして「義務教育学校については、県内ではまだ2校であり、理解が十分なされていない。このため今後は義務教育学校にこだわることなく、各地区の学校運営協議会において、白川中学校の老朽化も含めて学校の在り方について話し合いを続けていく必要がある」との方針を出したわけとございます。その後行われました学校運営協議会等のご意見を参考にしながら、白川小学校と白川北小学校の統合を決断したものでございます。と申しますのは、白川小学校と白川北小学校の父兄の皆さんから強い要望があったということとございます。

統合するにあたり、白川北小学校の校舎を利用することは、10月のあるいは11月に開催しました両校の保護者への説明会、両地区での地域説明会で資料を提出いたしております。築年数の関係、そして立地条件として一番問題になりましたのが土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございまして、この関係から、白川北小学校の校舎を利用するとしたものでございます。もちろんレッドゾーンにある白川小学校は、今現在、県の事業によって落石防護柵が設置されており、今、現在として危険であるということではございません。誤解のないようお願いしたいと思います。町としては、ただレッドゾーン内かそうでないかを比較した場合、やはり対象区域外を選択すべきと判断いたしましたものでございます。

また、町民の方から、白川北小学校校舎の安全性について不安であるとのご指摘をいただきましたので、町としましても、ただ「安全である」と言うことだけではいけませんので、専門業者にご指摘のあったクラック等について調査

を行っていただきました。その安全性を確認したところであり、これについては、3月に開催しました地域説明会でご報告させていただきました。ただ、小学校がなくなるということは、地域の方々にとって寂しく辛い思いがあることは承知しておりまして、白川小学校区の保護者の皆さまを始め、地域の皆さまのお気持ちは察するところでございます。子どもたちの育ちを考えた決断であることをご理解賜りたいと心からお願いするものでございますし、またそれぞれの説明会のおりにも、その様な旨の発言をさせていただいたものでございます。

白川小学校の校舎や跡地問題につきましては、まだ具体的な方針は立てておりませんが、説明会等の折にもそれぞれ要望等も承っております。議員ご提案のとおり、地域の皆さま方とともに、この跡地の問題をどうしていくかということも共に考えて参りたいと思っておりますのでございます。以上、答弁とさせていただきます。

- 議長 はい、再質問。  
(4番 服部圭子君)
- 4番 私の質問で少し伝わってないところがあるかと思ひまして、再質問させていただきます。場所について決めるにあたって、根拠となる点についてはご答弁いただきましたので分かったんですけども、その時に白川小学校区の方々に、その場所にしたいんだけどどうであるかというような相談、場所決定までの地域説明会等は行われていないというところに、議会の方も場所決定についてはお話が無かったというふうな認識でおります。そのような点に問題があったのではないかと、やり方として場所を決める時のやり方に問題があったのではないかとこのように捉えておりますが、これについてはいかがでしょうか。
- 議長 はい、町長。  
(町長 横家敏昭君)
- 町長 私どもの手落ちの点があったとすればお詫びを申し上げるわけでございますけれども、そのようなふうで皆さんが捉えてお見えになるということは、私どもにとりまして大変申し訳ないことだと思いますけれども、ちょっと経過を申し上げますと、最初に白川北地区へという話しが出ましたのは、8月21日の総合教育会議の席でございます。この時に、いわゆるどちら、どちらという話しも早急に決定しなければいけない、合併はいいんだよという話しだけでは絶対前へ進まない訳でございますので、そういう選択の中で私の方から多分どちらかこちらが良い、こちらが良いという話しになろうかというふうに推察をしまして、総合教育会議の席上におきまして白川北小学校ではどうだろうかという、委員の皆様方とお諮りをしましたものでございます。そしてこの件につき

ましては、9月6日の全員協議会の席で総合教育会議の報告を申し上げておるわけですし、その後、9月14日の議会の一般質問で答弁をさせていただいたというのが、今記録に残っておるところの状況でございます。

○ 議 長 はい、再質問。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 町長さんとしては、早く統合を進めさせてあげたい、そのためには場所の決定だというようなお気持ちで、決して地域を、子ども達のためを思ってされたという事なんですけれども、やはり白川小学校区の方々は100年から続く、その一度も自分の学校を無くしてという経験のない地域でしたので、そこでやっぱり場所の移転については、地域への下相談というものがやはり必要であったんではないかなと思います。今後の統合に向けても、場所の決定につきましてはやはりその地域、そして議会も十分に議論が不足していたということは、私も個人的に反省すべき点だと思っていますので、町民の方のご指摘も含めまして今後、やはりアンケートですとか地域との下相談、そういったことをしていただくことを今後のやり方には十分に活かしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○ 議 長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ご指摘のとおりだというふうに思っております。白川小学校、白川北小学校の問題につきましては、当然でございますけれども、先ほどご指摘がありましたように、これから学校統合が始まる段階の中で、これは絶対学校統合というのは過去の歴史を見ても、どこの事例を見てもそんなにすんなり皆いいですよというわけにはいかないことは事実でございます。ただ、白川小学校の校下の皆さん方におかれましては、仕方がないけれども今回良いよというお言葉をいただいたというふうに私は理解をしまして、今進めさせておっていただくところでございます。改めて白川小学校の校下の皆さん方に御礼を申し上げます。

○ 議 長 はい、再質問ありますか。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 もう1点だけですが、安全面で教育委員会が誠意をもって調査されたことは存じておりますが、白川北小学校へのクラック等の発見により、大きな地震がきた時にいかにも壊れると解釈されておられる町民の方もおられますので、白川北小学校の安全面については大丈夫であるというようなことの宣言を、宣言といたしますか心配に対してのご答弁をお願いします。

○ 議 長 町長。

(町長 横家敏昭君)

- 町 長 白川北小学校のクラック等の問題につきましては、いつも説明して申し上げておるとおりでございまして、私どもここの学校に関わらず子どもの安全というのは責任を持たなければいけないものでございます。白川北小学校に限らず、そういう形で全ての安全のために気を配ってまいりたいというふうに思いますと同時に、当然予算的な処置も必要でございますので、議会の皆さんのご協力も重ねてお願いを申し上げるものでございます。

(4番 服部圭子君)

- 4 番 クラック等があり非常に心配であると、自分たちの地域の子も達を白川北小学校に預けるのは心配だというご意見に対してご答弁をお願いします。

- 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

- 教 育 長 白川北小学校のクラックについては、柱それから内壁、外壁にいくつか見られます。築35年目ということですが、今回のことで反省していることは、コンクリートの建物も築20年くらいでしっかり点検をしておくように、計画的にやっておくべきだということを学びました。白川小学校は、私がちょうど白川小学校の職員になった時が築20年目でして、グラウンドに面した大きなシンボルのような壁のタイルが落下してきました。そこで全部タイルを落として、そしてモルタルで作り直して、莫大なお金で修理してもらったその時の当事者ですけれども、あれが大体20年でした。そして町内の建物は全部20年超えておりますが、これを機会によく見ると、いろいろなところにひび割れがあります。ひび割れについては、乾燥収縮といって、コンクリートが乾燥することによってひびが入るものもあれば、もしかしたら地震などによって大きな力が加わって、異常なひびが入っている場合もあるわけですが、白川北小学校については大きな力が加わって生じたという、そういう時に見られる特徴的なひび割れは無いということで、乾燥収縮によってひびが生じています。実は他の学校にも乾燥収縮だろうと思われるひびは入っております。白川北小学校について言いますと、室内の南側の校舎の吹き抜けの壁がありますが、あの壁は、乾燥収縮によってモルタルが浮いている、浮きがあるということで、叩くと非常に軽い高い音がします。今まで落ちてきたことがないので良かったんですけども、やはりああいうのは発見したこの機会に早急に修理して、少々のことでは落ちてこないようにするという対策はとれます。他の学校の校舎にも、もしかしたらそういうのが見つかるかもしれません。そういった場合は補正予算で対処するような大工事になると思います。

それから地震に対しては、設計が昭和58年で完成が昭和59年です。耐震の新基準が昭和56年からですので、新基準で設計されています。当時の基準では

震度6強から7程度で倒壊しないというような基準の設計で、そういった構造計算でやられてできている建物ですので、町内の他の校舎のような耐震の大規模な工事は必要としないということでもあります。ただ、その頃から35年経っていますので、その年数によってもその強度というものは当然下がる可能性はあるかもしれません。絶対これは大丈夫と言い切れるものではないわけですし、地震や自然現象も非常に複雑ですので、どういったものが起きるか分かりませんが、当時の設計強度、それからコンクリートの圧縮強度、コンクリートの中性化の程度、鉄筋は錆びていない、こういったことを全部調べた結果、構造上の問題はないということを経験業者から聞いております。ただし、先ほど言いましたように、大きな吹き抜けの壁だけは、これは直すというような対応をします。そういった形で調べたり、当時の設計の図面とかも見ながら構造上問題はないということなのでこの校舎を使用して、新しい白川小学校としてやっていくと、そういう計画でおります。よろしく申し上げます。

○ 議 長 はい、再質問。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 この統合をはじめ、白川小学校と白川北小学校を皮切りに、今後行っていくわけですが、県教育委員会からの例えば助言ですとか、そういった点があったのか。又は今後、やはり先ほど手引きを十分に見て進めるというお話でしたが、手引きの基である国ですとか県のそういった各地域の統合問題もご存じだと思いますので、そういったところへの相談というんですかね、意見を聞きに行ったりとするようなことは今後考えておられるのでしょうか。

○ 議 長 教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 基本的には白川町立の小学校のことですので、白川町の主体性で進めていくというのが、県の考えであります。県としては、相談があればいろいろと対応しますというようなことをやってくれますが、住民の同意を得ながら進めていくのは町の仕事ですので、今後とも町が責任をもって進めることと、その過程では県に相談をします。県と一番関係がしているのは教職員です。2校が1校になりますので、現在は統合があるということで、統合専任教頭を特別に一人白川北小学校に着けてもらっているのも県の教育委員会の配慮です。これが今度、来年度1校になりますと、当然そのままの人数ではありませんが、そういったことに対して県からの人事的な配慮、こういったものが一番県と関係ありますので、そういった面のことは非常に県は相談、あるいは手当にしてくれます。しかし、統合するかどうかその方法については、町で主体的に町民の同意を得ながらやっていきなさいというのが県のスタンスであります。



- 議 長 はい、再質問。  
(4番 服部圭子君)
- 4 番 県の教育委員会から町の方に統合に関しての何か指導とか助言というのが、直接あったということはありませんか。
- 議 長 教育長。  
(教育長 鈴木雅史君)
- 教 育 長 それはありません。
- 議 長 はい、次の質問。  
(4番 服部圭子君)
- 4 番 ありがとうございます。

では次の質問に移らさせていただきます。次に白川中学校の改築場所に関連しておりますが、庁舎建設の場所について質問いたします。中学校の位置が決まりませんと、庁舎検討委員会の委員の投票で出されました白川中学校に庁舎を建設するということも決まってこないということでございます。私は中学校の場所もそうですが、やはり庁舎建設の場所も早く決め、その内容を詰めるべきだと思いますが、未だ、建設委員会も設置されておらず、6次総合計画前には中身を議論研究する必要があると思いますが、なぜならと言えば場所の決定によって、中身も構造も変わってくると思えるからです。

そこで質問です。庁舎計画についての計画や中身検討はいつされるのでしょうか。建設委員会の設置についての計画をお尋ねします。

- 議 長 町長。  
(町長 横家敏昭君)
- 町 長 庁舎整備につきましては、平成30年第4回定例会で安江議員から「新庁舎建設問題の進捗について」という一般質問に対する答弁と重複する部分がございますけれども、答弁させていただきたいと思えます。

白川中学校の校舎老朽化対策や学校再編の検討により、庁舎整備事業は、当初の計画と異なってきておりますことは事実でございます。現在は、庁舎整備検討委員会からの答申及び議会特別委員会からの意見を踏まえまして、「新庁舎は河岐地区で」ということをベースとして、安全な立地条件において、有事の際でも通常と変わらない業務が遂行できる、いわゆる防災拠点としての庁舎整備、それから今後の人口推計や持続可能なまちづくりを念頭に入れ、コンパクトな設計で、将来負担を抑えつつ、利便性を低下させない庁舎整備方法について、内部で検討を続けておるところでございます。

また、昭和56年の新耐震基準導入前に建築されております庁舎、現庁舎の建替え事業に対する起債制度の事業期間というのが拡大されまして、令和2年度ま

で実施設計に着手した場合には、令和3年度以降も財政措置を受けることが可能となってきております。ただこれにつきましても、東北日本の災害復旧法の関連でございますので、まだ今後どうなるのかというのも未明な部分でございます。

こうしたことから、新庁舎の方向性は、秋ごろまでには示させていただき、服部議員の質問にございましたように、庁舎建設委員会は、建設方針がまとまった段階で組織し、本体構造や建築方法といったハード面での検討の場というより、将来に向けた経費負担や、町の事務機構のゼロベースでの見直しといったソフト面での助言をいただく場としてウェイトを置き、そこで出された意見などを基にしまして、新庁舎の設計に繋げていきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○ 議長 はい、再質問。

(4番 服部圭子君)

○ 4番 行政内ではそういった検討が続けられているということをお聞きしまして、大変安堵いたしました。それで、先ほどの答弁の中で議会の方は白川中学校統合後に庁舎をとということではなく、今町長さんがご答弁いただいたように、河岐地区に庁舎建設をというふうに答申を出しておりますし、あと今回の統合再編検討委員会の結果を9月になるべく早くに出していただけるということで、その後に着々と庁舎についても進め、そして令和2年までの財政措置が受けれるよう早く進めなくてははいけません。中学校の統合についても、そして庁舎建設についても、本当に皆さんの時間と色々なご苦労があるかと思いますが、町民、そして議員も一生懸命それについての議論を深めていきたいと思っておりますので、町民に対してのアンケートですとか、場所を持つ場、考えを聞く場、そういったものを地域での行政懇談会など、良い会議の仕方でも積み上げていっていただきたいと思っておりますが、そういった手法についても最後にお聞かせ願います。

○ 議長 はい、町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町長 最初に庁舎検討委員会のそれぞれの検討をやられた頃というのは、その委員の皆さん、本当に希望的で、こうやったらいい、こうしたらいいと色々な希望的な意見が出てまいりましたが、現実ここしかないよというような、そんな段階になると意見が萎んでしまうという部分がございますけれども、私どもは決して規模が大きいとか小さいとかじゃなくして、町民の人達に本当に喜んでもらえるようなそういう施設、たとえ分散型でも何でもいいと思っておりますけれども、将来に希望が持てるような施設建設というのが必要ですし、先ほど言いましたように、それにどれだけ多くの町民の人達が関わってくれるかということが一番大事なことでして、町民の皆さん自身が自分たちで作ったんだよというような、そんな庁

舎になることを私は希望しておるわけでした、議員の皆さんにもその辺をご理解とご協力をお願いするものでございます。

- 議 長 よろしいですか。  
4番、服部圭子君の質問を終わります。  
ここで2時40分まで休憩をいれます。(午後2時23分)
- 議 長 再開します。(午後2時40分)  
ここで3時00分まで休憩をいれます。(午後3時00分)
- 議 長 再開します。(午後2時56分)  
◇日程第5 議第27号 白川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議 長 日程第5 議第27号「白川町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。  
説明を求めます。農林課長。  
(農林課長 三宅正仁君 登壇)
- 農林課長 議第27号 白川町森林環境譲与税基金条例の制定について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第27号を原案のとおり決することに、ご意見ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第27号「白川町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。  
◇日程第6 議第28号 白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第6 議第28号「白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。総務課長。  
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第28号 白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第28号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第28号「白川町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第7 議第29号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第7 議第29号「白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。説明を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

○ 教育課長 議第29号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 白川町小学校、中学校に設置条例が上程をされました。私は恐らく全員が賛成されるであろうと思いますが、今回この条例に対して反対ではございませんが、私は時期尚早だと思って、9月まで延期をしていただくということをお願いしたけれどもそれは通らないということですから、私は今日は賛成できませんので起立をいたしません。

○ 議 長 すみません。質疑ですので、後で反対なり賛成の討論を。

○ 8 番 だから反対です。

○ 議 長 反対の討論は後でとりますので、その時に。この問題について質疑はございませんね。

はい、4番。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 3つ質問したいと思います。私も一般質問でもさせていただきましたので重ならない点で質問させていただきます。

1つはこの場所を決めるにあたりまして、運営、教育運営協議会ですか、そして自治協議会というところに前もっての相談がなく、総合教育会議の中で場所を決められたということで9月の一般質問の発表となりました。この点について住

民の方々への同意をとるという点に欠けていたのではなかったのかというふうに思います。その点についての見解と申しますかそれをお聞きして、今後はそういった決定の前に地域での相談、同意をとる、少なくとも運営協議会、それから自治協議会とかには話を持っていくというふうにするべきではなかったのかというふうにと思いますが、これについて質問します。

もう1点ですが、白川北小学校に決めたということがレッドゾーンというのが一つの理由として挙げられました。それしか今回の一般質問の答弁ではなかったわけですが、他の理由についても検討する時にきっとあったと思いますので、それらの理由についても質問します。

そしてもう1点ですが、組織というふうではありませんが、反対される住民の方がおられます。その方についての文書等の回答も、行政との話し合いの場も今まで持つことができずにきたと思いますが、今後もそういった話し合いの場を持つようなお考えはあるのかということをお聞きしたいです。

○ 議長 教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

○ 教育課長 まず場所を決めるための過程ということでご質問がございましたけれども、学校運営協議会の方でいろいろご協議いただきまして、その運営協議会での議事録と申しますか内容につきましては議員協議会を通じて皆様方にお示ししたところでございます。それに基づいて総合教育会議を経て町長が決められたということですが、その後の町民の皆様への方針の説明とかそういった部分で、8月21日に総合教育会議で方針を決めた後に9月4日と5日には両校の小学校の保護者会の役員会がそれぞれございまして、その席で方針をお示ししました。その上で6日の議員協議会でご報告したということです。そして14日の定例会の一般質問がございまして、その後ですね、10月11日の議員協議会、そして10月22日、29日には両校の保育園と小学校の保護者の方を対象にした説明会を行い、その後地区の説明会を行ったということでございます。

議員おっしゃられるように、どちらにしましょうかという場を設けたわけではございません。学校運営協議会で話していただいた両地区の内容が報告に上がりますので、それを受けて総合教育会議等でその意見を見ながら町の方針を決めたということで、その後報告させていただいたということでございます。

決めた理由ということでございますけれども、こちらにつきましてもこれは11月の議員協議会の方で保護者会の説明会にお出ししました資料を付けております。その中で先ほど言いましたレッドゾーンのことは示しておりますし、後ですね、校舎の築年数のこと、それから校舎内の状況、明るいか暗いかということも申し上げましたし、それから駐車場の大きさとかですね、いろんな項目につい

てお示ししました。それで総合的に判断したということですが、一番最終的な決断といいますのは先ほど答弁にございましたように位置、レッドゾーンであるかないかという、そういう区域に入っているか入っておらんかというのが最終的な判断の決定根拠になったということでございます。

また反対される住民の方につきましては、私の方も2度ほどお話をしたいということでお電話させていただきましたけれども、その度に拒否をされております。もしそういう場を持った時にお話しできるということでありましたら、こちらの方はそういう準備をしておりますので、お話することは拒否するものではございません。

○ 議 長 町長。

(町長 横家敏昭君 登壇)

○ 町 長 私の関係の方もございますので、私の方からも答弁させていただきますが、決めた段階というのは今その様な形で場所選定というのはさせていただいたわけでございますけれども、私は何と言いますか、最初にプレゼンをやってくれたわけですが、その時にいわゆる長方形の学校かあるいは今のモダンな学校かというような、そういう選択ということを住民の皆さんにも説明しながら実施してきていました。その前に当然私のところにありまして、そのような判断で、一番元はレッドゾーンにつくわけですが、そういったことを選択をさせていただいたということです。それから今反対をされておる方という話でございますけれども、最初に9月、10月に町長室へお見えになりました。あの時に私ども対応をさせていただいて、まだ十分討論の時間がないなという形の中でして、現場、白北の小学校へ見学会に行きました折に、最もその前に町民会館でもありましたんですけども、見学会へ行きました折に亀裂の問題が出まして、亀裂一点でございましたので、それにつきましては私どものあの判断でしかお答え用がないということでお答えをしておるわけですが、私に直接面会がしたいという話しを直接本人から伺ったわけでもございませんですし、それから文書を直接いただいておりますということはいつも申し上げておるとおりでございます。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 課長さんの、ここは1個だけ大事なところなので確かめたいんですけども、総合教育会議の前に運営協議会での意見を基に総合会議で決められたっておっしゃったんですけど、それは統合するということについての意見であって、場所についても運営協議会で意見として白川北小学校に行った方が良く、白川北小学校にすべきだというような意見があって、総合教育会議で町長さんが意見を述べられているのか、そのところをお聞きしたいです。

(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

- 教育課長 はい。学校運営協議会の会議5月の時点と、それから方針を出して7月にも行っていただいております。それぞれ見てみますと、当然どちらにつきましても、白川小学校の方で白川北小学校に行っても良いという方もありますし、白川小学校の方が良いという方もあります。白川北小学校については、当然統合はしたい、統合は前に進めたいと、場所は白川北小学校で良いという当然ご意見もありますし、白川北小学校の中にもそれは白川小学校へ行くなら嫌だという意見も当然ございます。ですから学校運営協議会の話しの中で、どちらに決定したかということではございません。いろんな意見は出されまして、そういう報告はきておりますので、そういったものを見せていただきながら最終決定をさせていただき、方針を示させていただいたということです。

(4番 服部圭子君)

- 4 番 白川北小学校の方のご報告はあったんですけど、もう一つすみません。白川北小学校の運営会議では場所についてどのような意見でしたでしょうか。

(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

- 教育課長 白川北小学校については、保護者からの意見を先ほど報告しています。

- 4 番 白川小学校の意見をお聞かせください。

- 教育課長 白川小学校から報告がきておりますのでそれを読みますと、白川小学校に白川北小学校にという意見もありますが、若い保護者は白川北小学校に移っても良いというようなご意見を言われた方もあります。学校運営協議会ですのでいろいろなんですけども、白川北小学校に統合してはどうかという意見もありますし、中には白川小学校が良いという方もあります。保護者の代表が見えますし、自治協議会の代表もみえますし、民生委員さんとかいろんな方がみえますのでそれぞれのご意見をおっしゃっているということで、白川小学校での審議会で決まっているということではございません。

(4番 服部圭子君)

- 4 番 ありがとうございます。そういった意見がある中、総合教育会議で決めるという決断を町長さんも背負ってしていただけたと思います。ですので、その前にかその教育会議が終わった後に、今の保護者会にだけ報告があったと聞きましたけれども、やはり地域の方々への正式な「どうでしょうか」というようなプロセスはやはり必要ではなかったかなと思いますので、最後にそれについてお聞きします。

(町長 横家敏昭君 登壇)

- 町 長 それにつきましては私どもの不徳の至りだというふうに反省しとるわけですが、先ほど一般質問の中でも答弁させていただいたように、そんな思いしておりますことだけ申し述べておきます。

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
まず始めに反対の討論ございますか。  
(「無し」の声あり)
- 議 長 では次に賛成の討論を許します。  
はい、2番。  
(2番 佐伯好典君 登壇)
- 2 番 令和元年白川町議会第2回定例会議案 第29号について、賛成の立場で討論します。議第29号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例は、少子化が進み学校統合が急がれる中、その第一歩を踏み出すことを進める条例になります。  
町の調査において、5年後の令和6年度の小学1年生は23名になるとの試算が出されています。つまり令和6年には町内の1年生全部合わせても一クラスに納まってしまうということです。先の義務教育学校の話し合いの中で、まずは新たな制度の学校よりも統合という町民の意見が尊重する形で義務教育学校は否決されました。去年の11月には小中学校再編検討委員会も発足され、町内小中学校の再編成についての議論が始まっています。そしてこの条例案が可決することにより、ようやく10年、15年先を見据えた学校統合に向け動き始めることができます。少子高齢化が全国平均より30年進んでいると言われている本町について、未来を担う子ども達への教育環境の整備に対し、足踏みをしている余裕はありません。この条例制定をきっかけに、更にスピード感を持った教育環境の整備に期待をし、この議案に賛成いたします。
- 議 長 はい、6番。  
(6番 嶋田有康君 登壇)
- 6 番 私は白川小学校、白川北小学校の統合について、賛成の立場で討論を行います。  
昨年5月、総合教育会議において白川小学校と白川北小学校については、統合を検討するという結論に至っております。最もそれ以前から地域の間で白川小学校と白川北小学校は統合すべしとの意見が多く語られていました。そういった意見が総合教育会議の委員の皆様が届いていたものと推察いたします。  
この会議を受けて、9月定例会で町長は白川小学校と白川北小学校を統合します。名称は白川小学校、校舎は白川北小学校を使用すると答申を出されました。この答申を受けて教育委員会では、統合に向けての説明会を行っております。説明会を顧みますと、保護者説明会を4回、地域説明会を3回行っております。そんな中、白川小学校校下の個人の方から白川北小学校校舎のクラックを始めとする校舎の劣化及び修理の環境に問題ありとのご指摘をいただき、今年3月、岬建築事務所による劣化調査が行われ、私ども町議会として白川北小学校に出向き、現



地調査報告、役場でのパワーポイントを使つての報告を受け、白川北小学校の安全を確認いたしました。

私はこれまで白川小学校下のPTA保護者の皆さま、3つの自治協議会の皆様の動向を周知しておりましたが、組織的な反対はほとんど無かったと思われま。したがって統合に賛成いただけたものと理解しております。この上は令和2年4月開校に向けて準備を進めてほしいと願うものであります。全ての人が統合して良かったと思える学校づくりを行っていただきたい。そんなことを願い賛成討論とします。

- 議長 討論を終わります。採決します。  
議第29号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(「起立多数」)
- 議長 起立多数であります。よって、議第29号「白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第8 議第30号 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について  
議第31号 白川町公民館条例の一部を改正する条例について
- 議長 日程第8 議第30号「消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」、議第31号「白川町公民館条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。  
説明を求めます。総務課長。  
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 議第30号 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、議第31号 白川町公民館条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。  
はい、4番。  
(4番 服部圭子君)
- 4番 ちょっと細かいことなんですが、時間の設定がどこもなんですが8時半から12時を午前の区分とされていて、13時から17時を午後の区分とされていますが、これは12時台までを含むっていうふうに全部解釈すればよいのでしょうか。例えばですね、12時から1時間会議をしたいという時には、お昼休みになるわけですが、貸してもらえないとかっていうことの発生は何となくこの表だけ見ると起こるような気がしたんですけれども、何かどこかに附則とかっていうので書いてあるのかなと思って質問です。

- 議 長 はい、総務課長。  
(総務課長 佐伯正貴君 登壇)
- 総務課長 単純にこの時間数だけですと、それぞれ時間の多少の、全く同じ時間数にはなっていないと思いますけれども、それぞれ午前と午後と夜間、それから全日、あと1時間ごとの超過料金ということで定めがございます。実際の使用につきましては、先般の協議会でも少し質問がございましたけれども、公的なものについてはほとんど減免申請を出していただいて料金を取っていない所の利用がほとんどかなと思います。実際の利用についてはそれぞれの館長さんであるとか、施設長さんであるとか、そうところでお任せをしておりますので、多分昼休みなので出て行ってくださいということは恐らくないと思いますが、12時までの使用ということではございますけれども、多少の部分については融通は利かせておと思いますが、条例上はあくまでも昼休み時間を1時間とってこの時間で切っておりますけれども、実際の利用はその都度その都度対応しておると思いますので、その辺はご了承いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。
- 議 長 良いですか。  
質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第30号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第30号「消費税率及び地方消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、議第31号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第31号「白川町公民館条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第9 議第32号 白川町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 議 長 日程第9 議第32号「白川町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)
- 保健福祉課長 議第32号 白川町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第32号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号「白川町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第10 議第33号 令和元年度白川町一般会計補正予算(第1号)

○ 議 長 日程第10 議第33号「令和元年度白川町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決しました。

○ 議 長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を、6月19日までに終わるよう、期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は、6月19日とすることに決定しました。

○ 議 長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議 長 ただ今、決定したとおり、本日はこれをもって延会とし、明日19日、午前10時から第1会議室において予算審査常任委員会を開催し、その後、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

どうもご苦労様でした。

(午後3時45分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員